

第六十五回 参議院文教委員会會議録第十一号

昭和四十六年四月二十日(火曜日)
午前十時十五分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任 永野 鎮雄君

補欠選任 村上 春藏君

四月十二日

辞任 村上 春藏君

補欠選任 永野 鎮雄君

四月二十日

辞任 楠 正俊君
植竹 春彦君

補欠選任 初村瀧一郎君
矢野 登君

出席者は左のとおり。

委員長 高橋文五郎君
理事 大松 博文君
二木 謙吾君
安永 英雄君

委員 永野 鎮雄君
初村瀧一郎君
宮崎 正雄君
矢野 登君
内田 善利君
柏原 ヤス君

国務大臣 文部大臣 坂田 道太君

政府委員 文部大臣官房長 安嶋 彌君
文化庁次長 安達 健二君

事務局側 常任委員会専門員 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件

○文化功勞者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員會を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日、楠正俊君、植竹春彦君が委員を辞任され、その補欠として初村瀧一郎君、矢野登君が選任されました。

○委員長(高橋文五郎君) 文化功勞者年金法の一部を改正する法律案(閣法第二二六号)(衆議院送付)を議題といたします。

本法律案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○安永英雄君 本法案のこの内容につきまして、まあ年金百万を百五十万に引き上げるといふきわめて簡単な法案でありますけれども、しかし文化功勞者年金制度が国の文化政策として行なわれております限り、その他の諸制度と関連をして多少質問を申し上げてみたいと思ひます。

そこで、昭和二十六年に文化功勞者年金法が制定されてから文化功勞者に決定された方は二百二十八人にのぼるといふふうに、提案理由の中に入っておりますけれども、現存の方は現在何人いらっしゃるのでしょうか。それから昭和四十六年度予算の中ではどのように予算が組まれておるか、この点について質問いたします。

○政府委員(安嶋彌君) ただいまお話がございましたように、文化功勞者として決定されました方は二百二十八名でございますが、四月十九日現在の現存者は百八名でございます。他の方々はすでになくなられておるわけでございます。それから四十六年度予算の積算でございますが、百二十

人、一人百五十万円でございますして、計一億八千万円が年金予算として計上されております。予算概算要求をいたします際の現存者が百十名でございますして、例年の例に従ひまして十人新たに四十六年度におきまして文化功勞者の決定をするという予定のもとに、合計百二十名の要求をし、それが積算されておるわけでございますが、積算後になくなられた方が二人ございまして、一人は喜多六平太さん、一人は市川壽海さんというこのお二人でございますして、その方がなくなられたために現存者が百八名ということに相なったわけでございます。

○安永英雄君 小さいことですが、あとでこの選挙基準等でもお聞きしたいと思つたのですが、予算を上げられる場合に十名という、これは大体不文律になっているのですか。

○政府委員(安嶋彌君) 仰せのとおりでございます。例年十名を上積みをするという形をとっております。

○安永英雄君 そこでこの十名というこれを不文律ということですが、どんなような選挙委員會のメンバーで、どういふ基準で大体選ばれるのか、それについて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) 文化功勞者の選挙につきましても、法律に基づきまして文化功勞者選挙審査会というものがございまして、この委員會は全体で十名でございますして、學術關係が五人、藝術その他一般文化關係が五人というふうな、これは内規でございまして、そういう割り振りをいたしまして、文学でございまして、あるいは法律、経済でございまして、あるいは理學、工學、醫學、農學、それから芸術文化關係といたしましては美術、文藝、芸能、文化一般といったような範圍に分かちまして、特定の分野に片寄ることがな

いようにそれぞれの分野につきまして一名の選挙委員を選任するというのが従来の私どもの内規でもございまして、また従来の大体のやり方でございます。そういう委員でもって文化功勞者選挙審査会が開催されまして、そこにおきまして委員の御意見によりまして功勞者が選挙されておることでございます。特に選挙の基準といったようなものはございません。

○安永英雄君 そうすると、選挙基準というのはなくて委員の各自の識見で、しかも各分野から出ているから漏れなくそこらあたりから選挙の基準を――基準というものはないけれども、おのずから公平な選挙が行なわれるだろうという言い方ですけれども、私は全部を、功勞者全部について一々点検したわけではないんですが、私は基準がないということについて、ないのではないとしても、私はやっぱりこの法律ができたときの、何と言いますか、審議の内容等が大きな基準にはならないか、大まかな基準にはならないかというふうにか、考えるんですが、というのは、私が申し上げたいのは、教育關係あたりでは教育者としてという形で今日まで選挙された中に何人入っておりますか。教育というふうな貢献、それを通じて文化の発展に寄与したというふうな人、どういふふうに入っておりますか。

○政府委員(安嶋彌君) 私ども、文化功勞者と申します場合の文化には、これは当然教育が含まれるというふうにか考へております。特に大臣の御指示もございまして、適当な教育者が文化功勞者に含まれますように、昨年の功勞者審査会におきまして、文化功勞者には教育關係の功勞者も含まれるんだ、そういう前提で御選挙を願ひたいということをして申し上げておる次第でございますが、その結果、というわけでもございませんが、従来の

選考の例から申しますと、小泉信三先生、天野貞祐先生、高橋誠一郎先生、麻生磯次先生、これは四十五年、昨年度でございます。それから渡辺寧先生、これも昨年、四十五年度でございますが、昨年度は麻生先生と渡辺先生のお二人が選考されおりました。この方々はいずれも学者としても著名な方でございますが、選考の際の要素といたしまして、教育者としての功労も十分評価され、それに含まれておることが審査会の委員の一致した考え方でございまして、そういう形で教育者というものが文化功労者の中に選考され、含まれておるといふふうに私どもは理解をいたしております。

○安永英雄君 私、前段におっしゃったことが多少おそきに失したのではないかと申します。は、文部大臣のほうからやはり教育のほうも力を入れてやってくれ、こちらのほうも出るように次官を通じて云々ということあたりが、それによってかどうかということではありましたが、それによっても、私はやっぱりそういった基準というものは要るんじゃないか。そうすると、ちょうど坂田文部大臣が気がつかれて、そのところをもう少し強調したらどうかと、選考の中に入れたらどうかというふうな、そのつど、そのつど式のあれではないけないんじゃないかという感じがするわけです。例はたくさんありますが、私はいすれにしてもこの分は選考委員会に再度確認していただく必要があるんじゃないかと思うのは、この法律ができた二十六年の三月二十九日、本院において政府提案を修正してあるんですね。その修正の趣旨を、山本勇造さんがこれについて提案をされて、これが満場一致で可決をしてみな賛成だといふふうになつた中でこういうことがあるわけです。「文化」という言葉は非常に範囲の広い言葉でありますから、「学術、芸術その他」といって文化を指しますと、どの文化を指すことになるかわからなくなりますが、むしろその言葉を取つてしまつて文化といふ言葉にしたほうが非常にすつきりすると思うのであります。それから又文化の意味にも先ほど

の狭いほうの意味の文化と解釈するとしてしましても、その狭い意味の文化をできるだけ広く解釈したいと、こういうふうな思いをしまして、発達だけであるといふと、何か学術の特に顕著な発明のようなものに限られる虞れがあると思ひますので、「向上」といふような字を入れて置きますと、宗教とか、教育とか、言論とか、思想とかいふふうにも非常に拡がって考へて行けると思ひますので、「文化の向上発達」といふふうに変更したいと思ひます。この趣旨を了解して、これは全員で修正を加えたといふいきさつがあるわけです。したがって私は、いまも選考委員の選考といふ事か、そういった中でも学術関係と芸術関係と大まかに分けてここに主力を置いてやるような気がします。したがってこの法律案ができたときの制定の過程から見ましても、いわゆる文化と、わざわざ学術、芸術、これを入れてあったのをとつてしまつて、そして文化といふ形に修正をした。というのは、やはりもう少し広い宗教とか教育とか言論とか思想とか、こういった関係の方々もこの選考の中に当然入ってくるようなやつり大まかな基準といふものが出発のときにできていると思ひます。これについての私は、現在たまたま文部大臣がごえづきになつて、総体的に言へば、総教の上からいへばいま官房長がおっしゃつたのでは数が少ないと思ひます。教育の問題としては数が少ないか、いろいろ考へてみますと、やつぱりどうしていったとえば宗教の関係の人からどう出ているか、いろいろ考へてみますと、やつぱりどうして学術、芸術、先で申しますけれども学士院とか芸術院とか、とにかく中央でそういった何かワタの中に入つていような人の中から常に選考が行なわれていような気もする。そこで私は特に地方文化あたりで非常に貢献をされておる、教育の場で言えば僻地、離島で一生生涯をしながらその僻地の子供の教育を、私の聞いたところでは二代にわたつてやつておられるといふような方はいらっしゃる。私はこういう方が小泉信三先生が云云といふことではないんですけれども、私はそう

いった広い視野からでのやはり選考できるような一つの、たまたま大臣がおっしゃるというふうなことでなくて、この基礎はこの二十九九年にあるわけですから、これをもう少し、あまり細分化するとまた私は弊害もあると思ひますけれども、こちらあたりでやはり基準、こういったものをきめておかれることが必要ではなからうかという気がするのでありますけれどもどうでしょう。

○政府委員(安嶋彌君) 私どもは、いま安永先生がおっしゃいましたような御趣旨に従つてこの制度の運用をいたしたおつもりでございまして、狭い意味の学術、芸術だけではなくて、たとえば従来の文化功労者に選考された方々を見ましても、演劇事業におきまします平沼亮三さん、それから放送事業におきまします小森さん、それから体育スポーツの関係といたしましては、登山の損有恒さん、それから柔道の三船さん、それから言論界といたしましては高石真五郎さん、そういった方が文化功労者としてすでに選考されておるわけでございます。ただいま先生がおっしゃいますように、これは狭い意味の学術、芸術といふことではなくて、このようないくつかの範囲につきまして選考を行なつておることが従来の実績でございます。

それからまた文化に教育が含まれるといふことは私もそのとおりだと思ひますが、坂田大臣からは特に念のためそういう御指摘があったもので、それから特に申し上げたといふことであつて、従来入つてなかつたものが新たに入つたといふふうには私も考へておりません。

それからもう一つ、宗教関係のことについてお尋ねがあつたわけでございますが、まあ宗教家自体を文化功労者として国が表彰をするといふことは、やはり憲法の、宗教に国が関与しないといふ、そういう大原則からしてこれはやはり適当ではないといふふうな判断をいたしておるわけでございますが、ただ、鈴木大拙さんであるとか、それから宇井伯寿さんであるとか、そういった仏教

関係の学者としてすぐれた業績をあげられたという方は、その点に着目をして文化功労者として選考したといふことはございしますが、宗教家自体としてはやはりこれは対象にしないほうがよろうといふふうな判断でやつておるわけでございます。

○安永英雄君 これは私、先でもう少しお聞きしたいと思ひます。私はやつぱり、そういう名前を点々とあげられますけれども、現存者で百八名ですか、そういった中のごく少数だと思ひます。これは先で申し上げました。やはり私は基準と、こういったものはある程度つくらなければならぬのじゃないかというふうな考えですが、あとでまた——お答えなかつたですから、さらにあとでお聞きをいたします。

文化勲章の問題についてお聞きをいたしたいと思ひますが、この受章者は現在何人でございますか、それから現存者何人でしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 文化勲章の受章者は百五十五名でございます。現存者は六十八名でございます。

○安永英雄君 ここで、六十八名の中に例のアポロの三人、入つてゐるわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) 三人含まれております。

○安永英雄君 外国人に出したといふのはこれ以外にありますか。

○政府委員(安嶋彌君) これ以外にございません。

○安永英雄君 今後もあり得ることですか。

○政府委員(安嶋彌君) あり得ることかと思ひますが、しかしそれはおそろく希有なことであらうと思ひます。

○安永英雄君 そうすると、今度のアポロの宇宙飛行士三名については希有なことといふことですが、私はどうも、これは悪いとかいいとかいふこととじゃありません。どうして文化勲章という形を外国人に——この文化勲章のところ、この勲章を選んで上げたといふいきさつについて、わかつておるならばひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

す。私は外国のこういつた関係の人に渡すとすればはかに適当な勲章があるんじゃないやろうかという気がするんですが、わざわざ文化勲章を与えられたというのは法律の中には外国人だつてだれだつてやってよろしいということに解釈できるんです。

○政府委員(安嶋彌君) 文化勲章は外国人に授与できないというような禁止規定はございませんし、また一般の勲章にいたしましてもこれは数多く外国人に授与されておるわけでございまして、文化勲章、一般勲章を含めまして、国の栄典が外国人に及ばないという原則はないものと考へております。したがってアポロの三人の飛行士に文化勲章を授与したわけでございしますが、その経過ということでございますが、これはやはりアポロ十一号が初めて月に到着したということに当時のマスコミ等でも盛んにたたえられましたように、コンプスのアメリカ発見以上の人類の大偉業である、こういうことはめつたに起こらないすばらしい業績であるということに着目をしていたしまして、アポロ飛行士がわが国を訪問した際に文化勲章を授与して、その功績を表彰したということでございます。

○安永英雄君 そうすると、これは文部大臣なり総理大臣のほうで選考委員会にはかられてという、例の、他の文化勲章を授与する場合の系統と同じような手続ですか。

○政府委員(安嶋彌君) 文化勲章の受章者につきましては、文化勲章受章者選考委員会というのがございまして、これは昭和二十四年以来事実上設置いたしております委員会でございます。法律上、法令上の正規の委員会ではございません。つまり、文化勲章の受章者は法令上の審査会にはからなければならぬという制約はないわけでございます。ただ実際上の扱いをいたしまして、二十四年以来選考委員会にはかつておると、二十六年に至りまして文化功労者年金法が制定され、それに基づいて文化功労者選考審査会が設けられた、その時点におきまして二十四年にありました

文化勲章受章者選考委員会と、文化功労者選考審査会を事実上一体のものとしてその後運営しておるわけでございまして、が、筋道を申しますならば、文化勲章の受章者につきましては、法令上そうした委員会にはかる必要がないということでございます。したがって、経過をいたしましては私も文化勲章の受章者については法令上選考委員会にはからなければならぬという制約はないけれども、しかし、過去多年にわたつてこの文化勲章受章者選考委員会におはかりをして、候補者を決定しておるわけでございまして、非公的にこの文化功労者選考委員会におはかりをして、その結果何ら反対意見もなく、特別なケースとして処理することが政府に一任をされた、こういうような事実経過がございます。そういう形におきまして通常の文化勲章受章者とはば同様の手続を踏んでアポロの三飛行士の受章がまあ内々の御承認を得たと、こういう経過になっております。

○安永英雄君 確かに私は選考のなかに非常にいいまいだと思つてますが、希有な場合に限りというおっしゃったけれども、やはり現在の科学の発達その他で、取り上げようでは希有か希有でないかという問題については、これは私はやはり非常に判断する人によつて違ふだらうと思つております。希有なことだと、私も希有なことだと思つてます。決してこれは私文化勲章に当たるとか当たらないとか、そういうことを言つてゐるのではないのです。そういうことになれば外国人に対しての勲章の授与という問題が、希有とはいへ、いまから先あり得ることなんでしょう。たとへば、現在でも何か宇宙船打ち上げをソビエトはやつてゐる、これはどういふことになるか知りませんが、その点と時点でとらえても、希有だといふふうにとらえる方も科学者の中におるようです。あるいはこれも火星に行くとか、とにかくいろんな発明発見という場合の希有のとらえ方というのは非常に微妙になつてきてゐる。そしてしかも選考委員会に

かけてもいいがかけぬでもないというふうな形になつてくると、非常に片寄つたある種の人がこの希有か希有でないかということに判断していきますと、将来やはり外国人に対する文化勲章の授与ということがあり得るんだと、そんな気もします。そこで、やはり私はこの選考という問題については、選考委員会も確かにあるんですから、きちんとそこにかけてやはり通して行くという制度上のけじめというのをやはりつけておく必要がありはしないかというふうに、これは私の要望ですけれども、そんな気がします。これはほんとうにどの時点で希有ととられるか、大体常識的にはこれ国内です。国内の、日本のこの文化、これを向上させていくという意味のやはり文化勲章なんです。確かに主体はそこにあると思う、どう解釈しましても。そういう意味で、外国の人に対してこの勲章を与えるなどは私は言いませんけれども、そういう時期に入つたとするならば、やはり選考のこの委員会あたりの機軸の確立と、それから基準あたりも今後明確にしていく必要がありはしないかというふうに思ひましたので、要望として御検討をお願いしたいというふうに考へます。

そこで、文化勲章受章者というのが自動的に文化功労者にとつて例外なしに入つていって、この文化勲章制度とそれから文化功労者年金制度との関連というものはどういふふうになっているのか。この点、私確かに別個な性格を持つてゐるものかと思つてゐる。といて、運用のしかたとしては、文化勲章受章者がそのまゝ自動的に功労者年金を受けておるというのはどうも割り切れないような気持ちがあるのですけれども、すつきりそこところ性格上の問題として、これは憲法の関係もありますから、明確にさしていただきたい。

○政府委員(安嶋彌君) 基本的にはただいま安永先生がおっしゃつたとおりでございます。憲法の第七條には「天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に關する行爲を行なふ。」ということ、まあ榮典の授与に關すること

ということがあつてございまして。文化勲章の授与はこの憲法第七條の規定に基づいて行なれておるわけでございまして、一方憲法の十四條におきまして、「榮譽、勲章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。」という規定がございます。そこで、昭和二十六年に文化功労者年金法が制定されました当時の政府の提案理由説明を見ましても、これは憲法のこのためまゝから申しまして全く別個の制度である勲章自体に年金を付するということ、これはまあ考へ方としてはあり得るかと思ひますが、憲法十四條の第三項のこの前段の趣旨から考へましてやはり疑義がある、ないしは適當でないという判断のもとに勲章自体に年金を付する制度をとらないで、別個の制度として文化功労者に対して年金を授与するという制度をとつたわけでございまして、その点はただいま安永先生おっしゃるとおりたてまへは全く別個でございます。

それからこの文化勲章という制度は、これは昭和十二年から始まつておるわけでございまして、昭和二十六年に功労者の制度が始まりました當時は、その當時における文化勲章受章者の中からまあ文化功労者が選考されるというふうなことで始まつたわけでございまして、勲章受章者のすべての方が文化功労者に指定されました昨今におきましては、むしろ文化勲章受章者よりもより広い範囲にわたつて文化功労者が選考されておるというふうな実情でございます。ただいま先生のお話の中に、自動的というお話があつたわけでございしますが、これはただいま申し上げましたように、たてまへが別でございますから、実質的、實際的には文化勲章をお受けになる方はすべて文化功労者というふうな、別途の決定をもつてそういう扱いをいたしてゐるわけでございまして、文化勲章をお受けになれば自動的に功労者になるということではございません。そこには別の行爲があつて、文化功労者として別途選ばれたというところでございまして、くどいようでございますが、二つの制度は、制度といたしましては全く別なものであると

いうふうに考えます。

○安永英雄君 別の意味を含めてあらためて選考して、結果として例外ありましたか。

○政府委員(安嶋彌君) 例外はございません。

○安永英雄君 そうするとまあ自動的と言ってもあまり変わらないように私思うのですが、こういう点も少しこの際明確にしておきたいと思うのですが、文化功労者というのは「文化の向上発達に特に功績顯著な者」というふうに定義づけられておりますし、文化勲章の受章者というのは「文化ノ発達ニ関シ勲績卓絶ナル者」ということばを使っているのですが、この二つの文言で、広いとか狭いとか上下とかいう関係がどこから出てきますか。

○政府委員(安嶋彌君) ちょっと先ほどの答弁を補足させていただきますと、文化勲章受章者で文化功労者にならなかった者は、アポロ飛行士三人という例外がございます。ちょっと補足をしておきます。

それから文化勲章受章者と文化功労者の選考の基準と申しますが、定義が実質的にどう違うかというところでございますが、文化勲章の場合はたゞいまお話がございましたように「文化ノ発達ニ関シ勲績卓絶ナル者」ということでございまして、私どもはこの意味を、まあ文化の発達につきまして独創的、画期的な業績をあげて、文化の創造的な発展に貢献のあった者というふうに理解をいたしております。これに比べて文化功労者のほうはこれを含みますけれども、これよりもさらに広い範囲におきますので、特に顯著な独創的画期的な業績がない場合におきますので、多年後進の育成に貢献をしたとか、あるいは斯道の発展に貢献があったとか、あるいはいゆるまあ大御所的な存在として学界、芸術界その他の発展にも貢献されたというような要素、もちろんそれだけではございませんが、そういう要素をまあ併せて、文化功労者の場合はこれを選考していくということでございます。字句自体からはその区別がどこから出てくるのかというお話でございますが、

まあ勲章の場合の勲績卓絶というのは、私どもはやはりいま申し上げたような意味で文化功労者の場合よりは、ややさらに一歩抜きん出た独創的画期的な業績があるという意味であるというふうに理解を、そのように運用をいたしております。

○安永英雄君 勲績卓絶の中から独創的画期的な芸術、学術上の功績、これは出てこないのですわ。幾ら言ったってこれは説明で、全く私は関連がないと思うので、私はこれも要望しておきますが、これはもう非常に混乱をすることになるので、私は私はいまあなたがおっしゃった字句をそのまま入れたらいいと思う。私はこれは変えなければならぬ時期がきていると思いますよ。文化勲章受章者というのはこういう人なんだ、文化功労者のはもう変えていい時期です。文言変えなければおかしい私は思います。あなたいまおっしゃったような形の方が、いわゆる独創的な画期的な芸術上、学術上に功績のあった人、というふうなすばりそのものを書かないと、勲績卓絶と、それから文化向上発達、こういうふうなものの中から広い、狭い、上下という関係は出てこない。私はこれは明確にすべき時期だと思っております。これも先ほど申しましたようにひとつ研究をさせていただいたかどうかというふうに要望しておきたいと思っております。はっきりしておかないと私はあくまでも先ほど私が申しましたように自動的とかそういうことばが出てくると思うんです。事実上そうなるもやっぱりはつきりすべきだ、私は文言の上でもしておかなければならぬ時期だと思っております。

次に、この文化功労者年金制度とは別に、学術、芸術の上で功績顯著な人に対して優遇する機関として日本学士院、日本芸術院があります。この機関は戦前からあったと思えますけれども、いつごろ創設されたのか、また現在どのような法令で目的、任務、定員、それから優遇方法は定められておるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○政府委員(安嶋彌君) 最初に日本学士院でございますが、明治三十二年に東京学士院として創設されました。同三十九年に帝国学士院と改称されました。それから昭和二十二年に日本学士院と改称されましたが、当時、日本学術会議法に基づく機関といたしまして戦後吸収されたわけでございまして、昭和三十一年に至りまして日本学術会議法から、別個の日本学士院法という法律が制定されました。現在その日本学士院法に基づきまして学士院の目的、性格、会員の選任方法、それから年金の授与その他の規定が定められておるのでございます。それから日本芸術院につきましては、明治四十年に美術審査委員会官制というものが公布されておりました。それが大正八年に帝国美術院規程というものに変わりました。さらに昭和十年におきましては帝国美術院官制という形になりました。昭和十二年には帝国芸術院官制というふうな改められております。昭和二十二年におきましては、これが日本芸術院というふうに名称が変更されて、昭和二十四年におきましては、文部省設置法の中に根拠を載せてさらに日本芸術院令という政令が制定されて今日に至っております。したがって、今日の段階におきまして日本芸術院は、文部省設置法並びに日本芸術院令に根拠を置く機関といたしまして活動をいたしておるわけでございます。

○安永英雄君 日本学士院と日本芸術院の定員はどうなっておりますか。それから、その定員の中で文化功労者になっている人はそれぞれ何人ずつおられますか。それからあわせて年金、どんなふうに金額はなっておりますか、予算上。

○政府委員(安嶋彌君) 学士院の定員は百五十名でございます。それから芸術院の会員定員は百二十名でございます。その中で、ただいまお尋ねの文化功労者であるところの数でございますが、学士院会員の中で文化功労者である者は五十人でございまして、それから芸術院会員の中で文化功労者である者は三十八人でございます。なお、日本学士院の会員につきましては年金が支給されておりますが、院長につきましては百十五万円、幹事にしましては百五十万円、部長につきましては九十五万円、一般会員につきましては八十五万円の年金が支給されております。それから日本芸術院につきましては、院長につきましては百五十万の手当、それから部長につきましては九十五万の年金、一般会員につきましては八十五万の年金が支給されております。

○安永英雄君 これはことしの予算、去年の予算からアップしたものをいまいとおっしゃったわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) そうです。すね。そうしますと、この年金の性格というのは文化功労者年金の性格というのはこれは大体同じような性格ですか。使い分けてありますか。

○政府委員(安嶋彌君) 大体同じにお考えいただいていいかと思いますが、ただ学士院の場合は会員の身分は特別職の国家公務員でございまして、毎月の定例会を開いて学術研究、論文の発表をし、あるいは審査をする、年々の事業といたしましては恩賜賞、学士院賞の選考をするといったような事業がございまして、それから芸術院につきましてもこれは会員は一般職の国家公務員でございまして、もちろん非常勤でございまして、でございます。年数回の総会を開き、会員の選考を行ない、恩賜賞、芸術院賞の選考を行なうといったような各種の事業を行なっております。つまり、学士院、芸術院につきましては特別職あるいは非常勤の一般職としての公務員としての身分があるわけでございまして、またその院の事業といたしましては、いま申し上げましたような各種の仕事があるわけでございます。したがって、いまこの支給される年金の性格はこれはまあ会員を優遇するための賞金としての性格が主でございますが、いま申し上げましたような身分と若干の職務があるわけでございまして、そういう点に着目すれば給与的ないしは報酬的な性格も多少は入っているということが申し得るかと思

ますが、これに對しまして文化功勞者の場合は何らの身分も与えられておりませんし、何らの義務もないわけでございます。純粹に賞金というふうに考へていいかと思ひます。

○安永英雄君 わかりました。いま学士院と芸術院の沿革を多少お聞きしましたからわからぬこともないようでありまして、いまさらに説明をいただきますというところ、どちらも特別職、一般公務員というところでよく似ておる、仕事の内容もよく似ている、そういうところであるにかかわらず学士院はいまおっしゃったように学士院法という法律でこまかいところまで取りきめがされておる、ところが芸術院はこまかいことが政令事項で定められておる、これはほとんど同じような性格のものだけれども、そこに違いがあるというの厳格にいへばどこから違ひがそういうふうになされてきたのか、説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) これはもう沿革的な理由と申し上げるよりほかに申し上げようがないかと思ひます。学士院につきましては、先ほど申し上げましたように、戦後日本芸術会議法の中に規定されたわけでございますが、当時の山田学士院院長ほか学士院会員の非常な熱心な御希望等の結果、日本芸術会議法から学士院を抜き出して日本学士院法という単法の法律をつくつたということでございます。まあ理論的に申しますならば、その際文部省設置法の中に規定を設けて、それを設置の根拠規定にするということももちろんあり得たわけでございますが、当時の諸般の事情からいたしまして、ぜひ単行法でつくつてもらいたいという強い御要望がございまして、そういう扱いにしたという、まあ沿革的な理由を申し上げるよりはかちよつと御説明のしようがありません。

○安永英雄君 いろいろ歴史もあるし、沿革的に考へればそうでありましようけれども、私は当然やはり芸術院のほうがもちんちんとやっぱり単独法で出されて整理される時期じゃないかと思ひます。沿革も確かにあります。私がお聞きしておきたい

のは、たとえばこういうこともそこから起こつておるのじゃないかと思ひますけれども、芸術院の院長は、高橋さんとおっしゃる方は会員じゃないですね。その人が院長になつておるわけですか。こういうのはそこから出てきてんじやないですか。どこからこういうふうになる。会員でもない人が院長になるという、高橋さん個人を云々ということじゃございませぬけれども、どうしてそんなふうに出てくるんでしよう。そこをちよつと説明したいと思ふ。会員でもない人が片一方のほうで出てくるんでしよう。

○政府委員(安達健二君) 先ほどお話ししました日本芸術院令、この政令の第二条に「日本芸術院は、院長一人及び会員百二十人以内で組織する」ということで、院長は会員でなくてもよいといふたてまえになつておるわけでございます。もちろん会員の方が院長になられることを妨げるものではございませぬが、院長は別個に、会員とは別に設けるということも可能なような規定になつておるわけでございます。これはこの四年以前におきましては会員でない方が院長をしておつたというふうな実績と申しますか、経過もあつたと思ひますが、現在のところもちろんその院長は会員が選ぶわけでございますので、その意味におきましては会員との意思は十分疎通できるようなことになつておると、かように考へておるところでございます。

○安永英雄君 これ以上私はその点については触れませぬけれどもね。同じような任務を持ち、同じように年金をつけてやつておるような性格の二つのものを、一つは法律できちんとする、片方は政令でこまかいことはきめていくというふうなことで、いまみたいな院長の選任等も、これは文化庁の担当からいへば、歴史を考へていけば当然なことだといふふうにおっしゃるけれども、いまのこつた文化政策全般から考へていけば、これは当然法律で明確にする時期が来たんじゃないかと私は思ひます。特に芸術院のあり方については、若手あたりから相当なやつぱり反響、不満も

あるようですよ、私の聞いたところでは。こつたところは法律できちんとやるべきだと私は思ひますので、要望ばかりですけれども、この点も検討していただきたいというふうに考へます。特に、私は芸術院のあり方等についてはすきのないうちに、私はいままでの伝統とか、沿革とか、こつたものは、これはすぐに断ち切れないと思ひますけれども、特に芸術関係の現在の芸術界の何といひますか、脱皮していく、その過程で相当古くさいというふうな批判もあるし、この運動はへたすると、やつぱり大学問題みたいにあつたれんとも限りませぬ。私はこれはあらかじめ注意を申し上げておきますけれども、古いものを直ちに断ち切ることはできないと思ひけれども、こ

こら辺でやつぱりすつきりする必要があると思ひましたので、特に注文をつけたわけですね。そこで、先ほど官房長の方からおっしゃいましたけれども、学士院と芸術院の中から文化功勞者が出ておられますのが合計八十八名なんですね。現存者で百八名ですか、そうしますと、やつぱり八〇%以上がこの学士院それから芸術院に所属されておる人から選ばれてきておる。このことは、私は先ほどの話に戻りますけれども、やつぱりあなたがおっしゃつたように、教育の問題とか、その他の問題を文化という範囲で考へた場合には入れているというふうにおっしゃるけれども、どうしても芸術院、あるいは学士院、こつたいう系統からやつぱり特に入つてきているというところは、今後注意すべきであつて、さらに私はやつぱり、大臣が気がつかれたので注意されたような気持ちで、最後までは必要ないと思ひますけれども、ある大まかなやつぱり基準というものは考へてほしいというふうに思ひます。どうでしょうか、官房長。

○政府委員(安嶋彌君) 先生のお話はまことにそのとおりだと私は考へますけれども、しかし、文化功勞者と申します場合の主体が、学芸、芸術に功績のあつた者になるというところは、これは制度の趣旨からいまして、ごく自然なことではな

いかと思ひます。ただ、そのために先ほど来お話がございまして、ただ、そのために先ほど来お話があるいは出版関係の者でございましてとか、体育関係の者でございましてとか、そういう者が除外されるということであれば、これはまさしく問題だと思ひます。先ほど申し上げましたように、そういう方々もある程度の数、功勞者としてすでに選考されておるわけでございます。全体のバランスから申しまして、私は必ずしも不均衡になつておるというふうには考へないわけでございます。しかし、まあ今後の留意すべき点といたしましては、教育者、その他の方々にも十分配慮をいたしまして、運営すべきであるというふうに考へます。

○國務大臣(坂田道大君) ただいま官房長からお答えを申し上げましたことで尽きるとは思ひますが、しかし、安永さんが先ほどから御質問になつておられる趣旨というものは、実は私も同感なわけでございます。同感するところが多いわけでございます。確かに主体といたしましては学芸、芸術、文化ということでございまして、そうして教育者であるとか、言論界の人であるとか、スポーツ関係であるとか、その他の文化的な業績をあげられた人たちを決して除外してはいるわけではございませぬけれども、ともいたしますと、やはり学術及び芸術というものの功勞のあつた方はわりあい業績が客觀的に認められやすいといひますか、基準が定めやすいといひ、そういう運用の面から、ともいたしますと、そちらのほうへ重点が置かれて、あるいは言論、思想、あるいはまたその他の文化をになう、そうしてその人たちが相當に日本の文化、あるいは世界の文化に貢獻してゐる人があるにかかわらず實際上は出てこないというふうな感じがしないかといふ心配があるといふことは、やはり安永さんおっしゃるところの趣旨も私はわかるような気がいたしますのでございまして。したがらば、従来からもそういう考へ方ではきておつたのかもしれないけれども、特に私昨年でございまして、教育者という

もの、特に大学紛争の問題や、あるいは教育の大切さというものが非常に問題になっておりました時期であるだけに、そういうようなことに留意をして選考していただきたいということを申し上げたわけでございます。で、この辺ももう少し私たちがいままで出したものがそういうような片寄りはないつもりではおりますけれども、しかし客観的にみて片寄りがあるのかないのかということも含めて、一ぺん検討してみる必要があるんじゃないか。たとえば学士院会員というようなことは、これはどうなっているのでございますか、別にあるわけでございましょうね。国立大学の先生だけが対象ということでないともちろん思います。でございますけれども、私立大学等においてすばらしい研究をしておるような人たちが見落されるようなおそれはないのかという心配もないわけではないのじゃないかという気もいたしますし、その辺やはり、あるいはまた教育者にいたしましたても何か国立、公立といったようなところにおられる教育者というものが対象になって、あるいは私立等においてやっておられる教育者というものがもちろん含まれておるわけでございましょうけれども、そういうところをやはり留意しないとなかなか運営上片寄ってくるおそれもあるんじゃないかというふうな気もいたします。この辺のところについては、私どもも謙虚に先生の御趣旨を体しまして、万々遺漏はないとは思いますが、このあたりで一ぺん実績等を再評価してみたいということは、私どももいたしまして当然やらなきゃならぬ責任ではないかというふうに思います。十分ひとつ考えさせていただきたいというふうに思います。

○安永英雄君 次に、この提案をされております百万円から百五十万円に年金を引き上げるといふ、百五十万円という金額ではたしてよろしいかどうか。私はもちろん提案には賛成なんですけれども、もっともつと上げる必要があるのではないかとはいふふうに考えます。結局制度ができたときの二十六年、ここらあたりの経済的な非常な不安

定な状態の中で受賞者あるいはそれに右ならえするような、また将来受賞されるであらうというような人々、その人たちが非常に経済的に困つておられる。いわゆる経済的な能力が非常に逆に低いということで、あの戦後のインフレの苦しい中で何とかしてあげなきゃならぬというのが大体これはこの法律の発足の意味だったと思うわけです。その当時の金額というのは、税込みで五十万円、手取りの三十万円、これはその当時の質問等を議事録で見てみますと、本省の局長クラスの最高額というふうな答えが出ています。それから三十九年の改定の際には手取り百万円、現行法になっておるわけですが、この額も答弁によりますと、局長クラスの最高額であるというふうに、この金額の意味を説明されておるのであります。そうしますと、今回の改定額百五十万の根拠というのはやはりここに置かれておるのか、そうするとどうもこれはふに落ちないような局長の最高額、こういう形になってくると、この金額は過去二回の三十万あるいは五十万、百万のときの局長の最高額というのと、今度の百五十万は局長の最高額になりますか、この根拠をちょっとお示しいただきたい。

○政府委員(安嶋彌君) 文化功労者年金の額がどれだけが適當であるかということとはなかなかむずかしい問題で、一義的にこの数字が適當なんだということはなかなか申しにくいかと思いますが、私どもが百五十万円というふうにお願いをいたしました理由の一つは、やはり日本芸術院なり学士院なりとの均衡を考へてということが一つございます。先ほども申し上げましたように、四十六年度の学士院の年金、芸術院の一般会員の年金は八十五万円でございますが、三十九年当時の学士院、芸術院の会員の年金は五十万円でございます。五十万円が八十五万円になっておるわけでございますから、約七〇％程度の増額ということに相なるわけでございます。それから当時の消費者物価指数を、三十九年と四十四年でございますが、これを比較いたしましたみますと、約五三％ぐらいふえて

おる、あるいは東京都の区部における消費者物価指数、これは三十九年と四十五年を比較いたしてみますと、約四〇％ふえておる。こういった事柄を勘案をいたしまして、百万円を百五十万円に引き上げたいということでございます。なお、ただいま制定当初の金額の算定は、当時の局長の最高号俸ではなかったかというお話でございます。確かに制定当初は、そういうような考え方が、決定的な基礎ということではないと思いますが、一つめどとしてあったのでございますが、昭和二十六年における局長の最高号俸は、当時の俸給表によりますと、十四級六号ということでございます。これが三十九年におきましては、行(一)俸給表

におきましては、二等級の十三号というふうに切りかえられまして、その金額が約百二十万円というふうに定められておったわけでございますが、実はその二十六年の十四級六号を切りかえます、その切りかえのしかたといしましては二とおりございまして、ただいま申し上げましたように、二等級の十三号に切りかえたという線と、それから全く機械的に二等級の六号に切りかえたという線と二つございます。十三号に切りかえたこの線のほうは、やはり局長という仕事の職務の内容あるいは責任の重大性、そういうことにかんがみて、特にここで大幅なアップが行なわれたということでございまして、二とおりの切りかえが行なわれておるのでございます。行(一)の二等級の六号というこの切りかえの線でまいりますと、三十九年が百二万、それが四十五年度におきましては、約百七十万円という線になっておるわけでございますが、三十九年の二等級の十三号というこの切りかえの線でまいりますと、現在局長の給与は指定職の俸給表甲二号でございますので、これは約三百六十万円ということでございます。現在の局長の指定甲二号の三百六十万円に比べますと、御指摘のとおり、この文化功労者年金の百五十万円というのは、その半分程度だということになるわけでございますが、もう一つの機械的に切りかえていった線から申しますと、約百七十万円、ほぼ現

在お願いいたしております百五十万円の線に近い、こういうことでございます。局長の最高号俵をめどにしたということ、これはさつき申し上げましたように、一つのみどでありまして、将来ともそういうことで、この年金の額が決定されていくというふうな原則にそこで確認されておったわけではないというふうに私ども考えまして、諸般の要素を勘案をいたしまして、百万円を百五十万円にするということで、お願いをいたしたわけでありまして、もちろんこの額が十分であるとか、これ以外に額がないとかいうふうに考えておるわけではございませんし、さしあたりはこういう額でお願いをいたしたいということでございます。

○安永英雄君 発足当時、あるいは三十九年の改定時では一応根拠として局長の最高俸給の支給と見合うようにするという答弁でおられますけれども、私はこの行き方は当然行き詰まる、その根拠のとり方は行き詰まるというふうに感じるわけですから、すけれども、諸般の事情というふうに今度はおっしゃるわけですが、私はやはりこういうところからお考えになっているんじゃないですか、芸術院とか学士院。この中から文化功労者年金を受ける人の約八〇%、ほとんど全部がそこからきている。そうなってくると、これは併給でしょう、そちらのほうの年金をもらい功労者年金をもらう、二つダブっているから、その約八〇%の人間を考えた場合には、学士院なり芸術院でもらう年金と、それから今度功労者年金とあわせてみて考えているのがこれは人情じゃないかと思うのですよ。私はこの併給をするというところから問題が起こってきているんじゃないか、金額の決定も合算して考えるから、一人に入ってくると、それじゃこの二つを合わせると相当な金額になるのじゃないかというあさましい考え方に金を出すほうはえてしてなると思うのです。私はこの際、やっぱりはっきり併給というのをやめたらどうかと思うのですが、学士院の中に入っておられる方も、この文化功労者年金をもらう人はこの学士院のほうの一方はもらわない、一本一本でいく。そ

のかわり一つの年金、どちらの年金も手厚くとにかく上に金額を上げていく、これのほうがすっきりしていると思います。これはもう私どものひがみかもしませんけれども、何といひますか保険制度あたりを考へてみますと、生活保護を受けている人、こういう人たちがすぐにやられるのは、ここの収入があるからして両方が併給になるからというのでずいぶん保障を打ち切られるというふうなことを、きびしく厚生省その他がやるわけですね。ひがむわけじゃありませんけれども、こゝらあたりが両方とも別にして二つ一緒にもらわないで、学士院、芸術院の資格の人はそれに相当する相当な年金を与へ、その中に含まれている人は功労者年金をもらわない。さっきの官房長の説明では位が一番高いんですよ、広い範囲で一番高のものです。文化功労者年金を受ける人は文化勲章を受ける人よりも上なんです。まして芸術院、学士院の年金よりもずっと上なんだから一番最高のものだというふうなものを手厚くして出されていい。相当一ぱいの年金を与えていくというふうにして、併給を取りやめる考え方はございせんか。私はそうでないといふかぬような気がするのです。

○政府委員(安嶋彌君) 文化功労者年金を百五十万円に決定した際に併給ということ念頭に置いたのではないかとお話をしますが、そういう見方も私は可能かと思ひますが、私ども文部省といたしましてはさうなことを考へて百五十万円という金額をお願いをしておるわけではございせん。

それから併給のお話でございしますが、確かに安永先生おっしゃるような問題点もあるかと思ひますが、ただ、先ほど私ちょっと申し上げましたように、学士院会員あるいは芸術院会員というものは、特別職であれ一般職であれ、公務員の身分を有しておるということと、それから一定の院の事業というものがございまして、それに会員として参画をするというふうな職務が負荷されておるわけでございます。そういう点から申しまし

て、やはり文化功労者年金は純粹に賞金的なものとして考へておる。それから学士院や芸術院の年金は、大体は賞金的な性格ではあるけれども、給与ないしは報酬としての性格もあわせて持つてゐるのだということを申し上げたわけでございます。その性格の違う二つの給付をあわせるということにつきましては、私はやはり多少問題が残るのではないかと、確かに一つのお考えかとは思ひますけれども、その辺のところはもう少し検討をしてみる必要があるのではないかと、さういふように考へます。

○安永英雄君 これはまあ御検討願ひたいと思ひます。

次に、重要無形文化財保持者という人がおりますが、現在までにこの指定をした数はどれくらいあります。

○政府委員(安達健二君) 現在この重要無形文化財の保持者として認定されている方は六十一名でございまして、

○安永英雄君 この六十一名の方が現在まで指定されているわけですが、指定の手順といふものが、指定のしかた、基準、具体的な指定の現状といふものについて、概略御説明願ひたい。

○政府委員(安達健二君) 文化財保護法に、無形文化財の保護に関する制度がございまして、その無形文化財の保護の一つといたしまして、重要な無形文化財を指定するのと同時に、その重要な無形文化財を保持する保持者を認定する、こういう内容になっておるわけでございます。無形文化財と申しますものは、いわば無形のわざでございます。無形のつまるところは、あるいは工芸技術なりは、わざそのものでございまして、さういふものは、同時にそれをささえる人がなくしては、その伝えるべきがないということで、無形文化財のうち重要なものを指定すると同時に、その保持者を認定するということになっておるわけでございます。その基準といたしましては、重要な無形文化財の指定及び保持者の認定基準といふものが定められておりまして、それによりまして

芸術関係、工芸技術関係というふうに分けまして、それぞれ重要な基準と、また保持者を認定する場合の基準といふものが定められておりまして、これによりまして重要無形文化財といふものを指定し、そしてその保持者を認定するということになっておるわけでございます。現在重要無形文化財に指定されておりますものは、芸術関係で二十四件、それから工芸関係で三十五件ということでございます。保持者は先ほど申し上げましたように六十一名ということになっておるわけでございます。

なお、この重要無形文化財のうちで、個人のわざに着目いたしましたものと、そのわざが総合的なもの、その場合には個人ではなくて、それらをささえる保持者の団体と申しますか、そういうものを指定いたしましたものがございまして、それらを、まあ前者の個人に着目するものを各個指定といふものにいたしまして、団体のものは総合指定といふふうにしてございまして、団体のもは総合指定といふふうにしてございまして、

○安永英雄君 そうしますと特別助成金の制度がこれにあるわけですね。これについて概略説明してもらいたいと、ことに、この予算について説明してもらいたい。

○政府委員(安達健二君) 先ほど申し上げました国が指定いたしました重要無形文化財のうちで、その保持者が個人にかかわるものに對しましては、伝承者の養成、つまり後継者の養成と本人のわざの練磨というために経費がかかるであろう、そういうことでその経費の一助といたしまして特別助成金というのを個々の方に差し上げておるわけでございます。その予算といたしましては二千六百五十万円を計上してございまして、

○安永英雄君 いつも私久留米の、久留米がすりの指定のところによく行くんですけども、いまおっしゃったように、わざといふのと伝承といふのに助成をするんだというところで、本人、人間個人についての褒賞的な意味は全くない、こういうふうになっているのですか。まあもう少し、時間がありまけんから一緒に尋ねますけれども、いま

の予算の二千六百五十万という金額は、末端の本人にどういふ形で金がいって、その金はどういふふうに使われていまして、具体的に、

○政府委員(安達健二君) 無形文化財の補助金といたしましては、個々の個人に差し上げますところの重要無形文化財保存特別助成金の二千六百万円を含めまして、その他のものを入れますと四千四百五十六万四千円ほどでございます。お尋ねの久留米がすりにつきましては、これはいわば団体指定、先ほど申しました団体指定でございまして、そしてその久留米がすりの保持者として認定いたしております方は、その代表者といふことでございまして、その個人といふよりは、それをささえておる数十名の方々のいわば代表者であるといふことで、そのためには個々の人に差し上げないで、久留米がすりの技術伝承者養成のための補助金を百六十万円出しておるわけでございます。これは個々の人に差し上げるのではなくて、久留米がすりの技術が後世にまで残っていくように、久留米がすりの無形文化財に即応した久留米がすりを、まあ二百反程度のもを織る、そのためには織つたものはなかなか売れないといふことで、その一反当たりの製作費が実際にかりますのは二万円ぐらしかる。しかも売れるのは六千円ぐらしかる。しかも売れるのは、その差額の一万三千円と申しますか、一万四千円と申しますか、そういうものを補助するといふことによつてこれらの人のわざが伝わるようにしたいと、こういうことでございまして。したがいましめて、個人に對して差し上げるものと団体指定の場合とは違つた取り扱いになっておるということでございます。

○安永英雄君 私のいま聞いたのは一般的なあれですけれども、それじゃ個人の場合にはどういふ金額をどういふ形で使つていまして、

○政府委員(安達健二君) 個人の場合に芸術関係、工芸関係でございまして、主として芸術関係は三十五万円、工芸関係は一人五十万円というふうな積算をいたしておるわけでございます。これ

はこの技術の練磨とか、あるいは後継者の養成に金がかかる。その経費の一助ということでございませう。したがって工芸関係は材料その他で費用がかかるであろうということで、これは個人にそれぞれ三十五万円、五十万円を差し上げておると、こういうことでございまして、これにつきましては一応個人に差し上げまして、その用途につきましてはやかましく言及することなく、このわざの練磨と後継者の養成にひとつお使いくださいという事で差し上げているわけでございます。

○安永英雄君　そうすると今度の予算で、本法案でも百万円を百五十万円に、あるいは学士院、芸術院でもそれぞれ年金がアップしている。今度のこの助成の金額、予算については、私の知る限りでは昨年どおり据え置きと、こうなっているんですが、私の言いたいところは、ここらあたりに相当力点を文化政策として入れないか……これは時間があればお聞きしたいんですけども、文化功労者の方々に年金をつけたという当初のもくろみとしては、あの当時のインフレ、特に経済的な能力を持たない方が逆に多いということで非常に生活が苦しい。それに対して援助をしようという気持ちが多分あって年金制度ができた。ところが、まあいまの時代になつてくると、そういう方々のたとえば作品とか、いろいろなものは相当の価値が出てくるわけですから、生活上、私は現在文化功労者の年金を受けている方で、年金を百五十万もらおうともうまいと、大体生活が苦しい方はあまりいないんじゃないかと思ひます。あればひとつおっしゃっていただきたいと思ひます。ないと思う。いわゆる年金の制度を充足した当時といふ状態とはいふぶん違う。先ほど諸般の事情、こうおっしゃったけれども、局長の最高給を差し上げるというの、これを百五十万円に押えるというの、私はそこらあたりにも勘案がされているのではなからうかというふうにも考えるわけですが、これは限度がない。しかし、私は身銭を切つてそうして日本伝来の文化というもののわざをみがき、伝承者をつくっていくという地道

な努力をしておる人々にとつての、私は年金はあとで申しますけれども、年金をやらなきゃならぬと思う、その人々には。しかし、いまのところの補助制度、こういったものの金額は、ことしの予算の中で全然アップしていないというのは私は片手落ちではないか、こう思ひます。ほとんど身銭切つておるでしょう。三十何万もあつて伝承し、弟子をつくれ、自分はわざをみがけなんといふて金額をやつて、その指定をされただけで生活やつていけないのです。私はたくさんいまだに言ひますが、そういったところで、なぜ私は文化庁の予算の中でこの予算がアップしなかったのか、また、アップするような意向は文化庁にはなかったのか、この点についてお尋ねします。

○政府委員(安達健二君)　最初にちょっと弁解がましいことを申し上げて恐縮でございますが、実は芸術院会員の年金の引き上げと、この助成金の引き上げとは、大体従来のしきたりでいきますと、一年ごとになつておりました。芸術院のほうは四十四年が七十万円、四十六年が八十五万円になつてゐる。それから芸術無形文化財のほうは四十五年に前の二十五万が三十五万、四十万が五十万に上がったということで、ちょっと恐縮な言ひ方ですけれども、これは芸術院会員とのあれで一年おきにやつておるといふ、そういう全くこれは予算的なあれでございまして、そういう事情もございまして、ただ、増加率から見ますと、三十九年が二十万と三十五万でございまして、それが現在三十五万、五十万でございまして、芸術院会員との比較からいいますと、アップ率という面からは同じになつておる。こういうことでございまして、これはただ弁解でございますが、そういう経過ということで、本年ももちろん私も申し上げては、この増額を要求いたしました。いま申し上げましたような従来のしきたりのような点から増額がでなかつたことをはなはだ残念に存じておるわけでございまして、御指摘のように、無形文化財の保存ということとは非常に大事なことでございまして、この経費の一部、わざの練磨とか、

後継者の養成のための経費、これを十分見るといふことはたいへん大事なことであると思ひわけでございますので、この点については御指摘の点を十分心にためまして、来年度以降の増額については大いに努力をいたしてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○安永英雄君　いま、次長のほうから久留米がすりの問題、話がちょっと出ましたけれども、確かに百六十万金額が来ています。来ていますが、これの中で、いまおっしゃつたように四名の方が代表になられて、そしてそれぞれ手繰りによるかすり糸を使用していくという研究、あるいは純正天然アイで染めるという技術、それから座繰りの手繰りの機械で織るというこの三つの無形文化財に對して、この伝承者をつくり、みずからの技術を練磨するということで指定を受けた。ところがもう十年くらいになりますか、たしか久保山という人だつたと思ひますが、もう食つていけないようになつて奥さんが自殺した事件がある。それからごく最近も矢加部アキさんという方が死亡されました。ところがこのあとむすこさんが伝承しながらやつておられましたが、この人もなくなりました。この親子の晩年なんというの、指定をされたというところでその機械をとかにかくやるといふことで、収入はほとんど入ってこない。非常に不遇な中でなくなつて、そしてこれはなくなられたからとどうも伝承者も切れてしまつて、この指定からはずされておる。あの世へ行つてはつとされたという感じが、私はしつちゅうう接しておるからするのです。いま言つたように、久留米がすりの一匹というのは裏表ですから二反になります。一緒に織つていくから。これが天候の加減、その他から勘案すると、四十日から五十日かかる、手繰りになりますと、染めからすつとやりまします。そしてこれをあなたが説明されましたように、この百六十万のうちから二万で買ひ取る。そして八千円で御屋に。教育委員会がその任務をしていますが、それを八千円で市場に、問屋に卸すわけです。ですから結局この中から一

反について一万二千元が出されておるわけです。しかし考えてみますと、四十日かかつて二反ですから四万です。四十日で四万です。そしてそれを一生懸命やることによつて、農作も少しやつておられますけれども、とてもそこまで手が回らない。これは委員会のほうから百六十万の割り当てでその一軒に発注するのです。何四つこれと発注するからそれはつくらなければならぬのです。それでほかのほうの仕事ができない。だから一月月繰つたとして大体これは四万ぐらいの収入になる。しかしこれは原料から何から入つてですよ。これじゃ食つていけないので、指定を受けたばかりにという考えが非常に強い。しかし名譽と思つておられるから、お上のほうから言われて名譽である、指定を受けたからというので伝承していかなければならぬということに熱心になつておる。ところが久留米市を中心にしてその周辺の郡市に久留米がすりを量産する工場が立ち並んでおる。そこらからほとんど量産していきましますから、一反が大体二千元から高いので四千元、二千元から四千元です。久留米がすりは、片一方のほうは二万ですけれども、市場へは八千円でいきますけれども、東京に来るとこれは二万円になるそうです。八千円のが二万円になるそうです。二万で買ひ取つて八千円で御屋に来る。東京まで出てくると手繰りは二万円になるそうです。そういうところですかととも比較にならない。それから他の漆器とかそのほかのことと違ひまして、久留米がすりというのとは大体実用向きなんです。昔から実用向きで、芸術的なというふうなことは、他のあれと違ひまして、強いところが久留米がすりのいいところなんです。それからかすり模様が出てくるということ。これが一つの無形文化財としての価値のあるところなんです。したがつてこれを市販するときには――量産をやります工場の二千元ないし四千元というのを買つてもかすりは出てくるし、やはり非常に強いのです。だからこれの使用目的からするとあまり差はないのです。大島つむぎとか何とかいふのはぐつと違ひますから、

手織りということでは非常に価値があるのです。久留米がすりの手織りのものと工場をつくった量産というのとは買手人にとっては、しろうとから見ればちよつとわからないのです。よく見ると、これは手織りなんだ、それから工場をつくった製品なんだというのではわかるけれども、実際家庭でそれを使用するといったものについては、そうまで、その手織りの二万円もするのを買わないで四千元で買入が多いということ、販売の關係も非常におくれているということ、非常に収入の面でも苦しい。よくよく聞いてみますと、ようやくこの四人に対して一年間で、世話人ですから世話人料として一万円が渡されていますね。一万円です。一年間に一万円です。それから伝承ということ、たとえば輪島塗とか何とかの共同研究所をつくってやれば一般の若い青年もどんどん来ています。ところが久留米がすりになってきません、もう他のほうの若い人に伝承させようとい

るかどうか、こういうような問題もございまして、ひとつこの点も検討をしようというようにございまして、なお将来の課題になっておるわけでございまして、それにいたしまして、現在の形においての予算の増額とか、あるいはその代表者になっておられる方々に対する報いというふうな点につきましては、御指摘のこともまことにございまして、思います。この点についてはなお制度的な面の検討と同時に、予算の増額についても今後努力してまいりたいと、かように考えておるところでござい

ます。

○國務大臣(坂田道太君) 無形文化財にもいろいろあるわけと思ひます。したがうして、たゞいま御指摘のございました久留米がすり等におきましては、承りますと、まことに気の毒な關係のよう

に思われるわけでございまして、もう一ぺんこの点につきましては制度自身も考えてみたいと思つております。

○安永英雄君 これは文化庁のほうもずいぶん氣を使つて、そうして漆器あたりのように共同研究所を久留米でつくつたら、尽力してみようじゃないかという話もあるやうですけれども、これはもうあまり意味ないですね。それぞれの家庭で織るのですから、他のほうから来ないのですから、これからどこかに共同研究所をつくつていこうなんというところは、そういうことは意味ないのです。それだけの家でそれぞれやるのですから、あまり意味ない。私はそれよりも、世話人料ですか、こういうあたりは、出せるものなら、とりあえず年金制度ができなければ、一人当たり直接行く金額です、個人ならば行きましよう、金が、個人ならば直接行つて、グループだからそういう形でやつていこうと、そういうことですから、そこあたり増額して何とか個人に行くやうな手だてを準備して

いくやうな措置を私は早急にとつていただきたいというふうに思ひます。

それから、時間がありませんで、次に、国宝の建造物、これあたりの修理技術者、あるいは宮大工、あるいは埋蔵物文化財の発掘調査員のた

ちがわりとこの日本文化の末端における、いまさっきの無形文化財の伝承者を養成するというやうな方法と同じように、文部省なり文化庁として日本の文化の政策を進めていく場合には、地方におけるやうな宮大工とか修理工——国宝の修理をする人たちは、これは私は実情をずつと調べてみますと、実に気の毒で、日雇いで、實際言つて、職を求めながら生きておる、技術は非常に持つておる。ところが統制をする人がない、組織もない、こういう方々をもう少し優遇してあげるとか、あるいは機能的にこの人たちが働けるやうに組織化をしてやるとかなんとかをしないと、この人たちはみな離れてしまひます。私はそんな氣がするわけです。特に埋蔵文化財を発掘したり調査をしたりするやうな調査員のごときは各県にどれだけおられますか。これあたりはもうほとんどしろうとで、こゝしていつておる。あるいはひどいところでは、私は、文部大臣ちよつと氣をつけたいだかなければならぬのは、現在ブルドーザーでどんどん埋蔵物をこわしていつておる。よくよく調べてみると、これは建設省關係で、そこ建設省關係ちよつと待たつておる、そこに重要な埋蔵物があるので調査をする、こゝう言うと、それに派遣できる人員はない。ところがやっぱ

り来ている。来ているのはどこからかというと、結局文部省あるいは教育委員会じゃなくて、建設省のほうの予算の中で建設省の予算をもらつて大学の先生あたりが来て調査する。これでは雇われた方がこわすほうから雇われて金をもらつてやつていけるのですから、これ残せんというところはあまり言わないのです。これは写真をとつておけばよろしいとか、原形をとつておけばよろしいとか、そういう形の結論しか出せないのです。純粹に日本の文化の観点からいつて、これは残さなければならぬというやうな考え方じゃなくて、いわゆるこわすほうから頼まれて、調査を依頼されておるわけですから、そちらのほうに傾いた調査の結論を出している。これではいけないのです。やっぱ

り文部省なり教育委員会、こゝういつたところの本筋からやつぱり文化という問題を見詰めながら調査をしていく、そして技術を持つていける人というものを早く整備しないと私はいけないやうな氣がする。これは時間がありませんで、次の機会にでもやりたいと思ひますが、この点について私は、時間がありませんで、最後に大臣に文化財政策の問題についてお聞きをしたいと思いますけれども、文化財保護という観点と、日本の将来の文化發展、切り開いていくということについて、これは一体のものだと私は思ひます。だからこそこの文化財保護の価値もあるし、またこれは相反するものだとかなんとかいう問題ではありませんで、ところが最近の急激な科学技術の發展に伴つて文化財に大きな影響をこれが与えておる。特に、何といひますか、埋蔵とか、いわゆる土地にひついたり、いわゆる土地開發というものの関連するこの文化財、たとえば貝塚、古墳あるいは史跡、こゝういつたものが一挙に破壊をされていく。そして現在ではこれが守るに非常にむずかしい、氣がついたときには一挙になくなつてしまつておる。こゝういつた状態で、私は日本の将来、特にいまの發展していく中で懷古ということじゃありませんけれども、昔のやつぱり祖先が築いてきた文化財、こゝういつたものについては、これを大事にしながら、やはり日本人の心の中にこれが入つていかなければならぬというやうなことが近代社会で一番要請されるところだと思ひます。ところが先ほどちよつと言ひましたように、建設省あるいは農林省、こゝういつた場合も目的の違つた行政機關ですから、こゝしたつてあまりびんとこない。野鳥の大事なものがあるといつても、農薬を散布してしまふ。こゝういつた観点から、やはりこゝでは文部行政の最高責任者である文部大臣が、今後の何といひますか工業化、近代化の發展に伴う問題とこの文化財を保護していくという問題とは私は決して相反するものじゃないと思ひます。何か、何といひますか、文化財のほうからいつて、こゝういつた発掘ができたなんということをいつてやる人もおりま

すけれども、それはまた度合いにもよると思ひます。

ですけれども、ここらあたりの問題についての大臣の今後の日本の文化を守り発展させていくという基本的な考え方についてお伺いをして終わりたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) 日本の民族というものが今日まで積み上げてまいりました貴重な文化財を守っていくということは非常に大事なことであるし、守っていくということそれ自体が、同時に新しい文化を形成していくということにつながっていくというふうに思うわけでございます。一

方、しかしながら、この日本民族の發展あるいはお互ひ國民の福祉向上、生活の向上というような面からいろいろの開発が行なわれていくということともこれは自然の流れであるうかと思ひますが、その開発と文化を守っていくということをどうやって調和していくかということが、われわれとして一番大事な点だと思ふのでございます。そういう意味から、飛鳥の藤原京を中心として文化財

ます。そういうようなことについての仕分け等も今後考えていかなければならぬというわけでございますが、とにかくにもわれわれ文化財を保護する責任のある文部省としましては、今後相当思ひ切った予算措置をいたしまして、どうしても民族として残しておかなければならない文化財あるいは史跡あるいは資料等につきましては、十分それが行なえるようにというように進めていかなければならぬというふうに考えておるような次第でございます。

○大松博文君　いま安永議員からいろいろ質問されておりましたが、この文化功労者年金と重複するところがあるかもわかりませんが、もう一つお願いしたいのは、文化功労者年金の持つ意味と、そしてまた年金の用途は指定するということとはできない、しかしこれは文部省ではどういうようにこの年金を使われることが望ましいかということを先にお聞きたい。

○政府委員(安嶋彌君) 文化功勞者年金を支給する趣旨でございますが、手元に昭和二十六年三月、政府から提案をいたしましたときの提案理由がございますのでちょっとそれを引用させていただきますと思いますが、「日本が真に文化国家として世界の諸国に伍して行くにあたりましては、国民の全部が文化国家であるという自覚を持つて進むことが必要でありまして、政府といたしましても、種々の方策を講じているのでありますが、その一つとして、文化の発達に關し特に功績顯著な者に対して、これを顕彰する方途を講ずることも、きわめて重要」である、このように申しておるわけであります。これは文化勲章の制度というものゝが別途あるわけでありますが、これはいわば精神的な優遇とでも申すべきものでありまして、憲法のたてまえ等からいたしまして、勲章に年金を支給する等の物質的な優遇措置を一体として密着させていくことは疑義がございますので、それとは別個の制度といたしまして、文化功勞者に年金を支給し、日本の文化国家としての将来の発達を大いに期待してまいりたいということが制度の

趣旨であらうかと思ひます。

なお、この年金の使い方について文部省はどういうふうに考えておるかということでございますが、これは全くその使い方につきましては、私どもも制限をしたり、あるいは御注文を申し上げるといふことはないわけでございまして、生活費になることもございまいし、あるいは学問、芸術の研さんのためにさらにこれをお使いになるといふこともありまいし、いろいろな場合があろうかと思ひます。特に使途につきましては制限といふものはいたしておりません。

○大松博文君　さきもお聞きしますと、年金の「性格的に申しますと、文化功労者年金は賞金的な性格を持っているものと考えております。」そしてまた「それに対して芸術院会員あるいは学士院会員に対して支給されます年金は、優遇措置ではございますが、賞金というよりは、その方々の生活をより豊かにして、長年の功績に報ゆるという意味合のものでございまして、優遇措置であることにつきましては共通でありますが、年金という性格はある程度異なるものと考えているわけでございます。」ということを言われておりました。前にもこういう答弁をされております。

私、文化功労者年金というものをいろいろな賞金ということからしますと、私スポーツをやっておりますので、いままで表彰をされた方々が三人でございますか、平沼さんと、それから柔道の三船さん、それから登山の横さんですか、しかしいままでに二百二十八人、二十六年からございます。そしてスポーツがあまりにも少ないということをしているいろいろ考え合わしたときに、この前私がアマチュアスポーツ規程というものをどういう見解を持っておられるかということをお聞きしたときに、その返答がそのときなかつたのでございますが、いまのアマチュア規程からいいますと賞金なんかもらっちゃいけないということを言われております。これはいろいろなアマチュア規程ございまして、金銭的なもの、報酬を受けちゃいけない。また入場料で生活をしちゃいけないとか、いろいろ

るなことをいっておる。私はこんなものほどちらでもないで、要は精神的なものであらうと思ひます。そうすると、いままでの選考委員会なんかでスポーツというものの方々があまりにも少ない。私はいままでですと十五人や二十人くらいあつてもいいのではなからうか。ドイツや、ソ連、ああいろいろな欧州圏に行きますと、名譽スポーツマスター、一般スポーツマスター、という制度がございます。そういうことをいろいろ考え合わせましたときに、賞金というような性格があるという答弁をされますと、日本人というのは、何か賞金というのは非常に浮薄であつて、そしてまた、こういうものについては日本人のセンスとしては何かひつかかるし、いさぎよしとしないということがあるのじゃないかと思ひますし、現在のいままで年金を受けられた方が、こういうスポーツを現在やつてゐる連中ならばもうやめてしまつて七十以上になつて、文化功勞者、文化勲章のようなものをもらえるような方でしたらあまりどうこう言われないだらうが、現在やっていると、まだ三十そこらとか四十になるかならずの連中がもらへば、日本ではそれはいけないと私は言われるだらうと思ひます。しかし、日本のスポーツだつて、日本の社会分野の中では非常に大きなウエイトを占めております。だから、私にして言へば、古橋広之進だつて私はもらえる人だらうと思ひます。あの戦後のああいう廃退した時代に、日本人ここにありと云つて、やつて、世界にそれを雄飛させていって、日本人を奮起させてゐた。私は東京オリンピックのときの河西だつてそうだらうと思ひます。あの時代にああいうことをやつて、そしてあれだけに日本人の女性を奮起させていって、現在あれがもとになつて日本で婦人バレーが盛んになつておるといふことを考え合わせますと、こういう連中だつて私は文化功勞者年金を与えるべきじゃなからうかと思ひます。しかし、選考委員会あたりで一体こういうものが選考の一つに出たのか、出ないのかというこ

ともお聞きしたい。

○政府委員(安嶋彌君) 文化功労者として表彰された者の中で体育関係者、スポーツ関係者の数が少な過ぎるかどうかという点につきましては、これは確かにひとつ問題であるかと思いますが、私どもはスポーツ関係者が当然選考の対象の中に入るということは、これは先ほど来申し上げておりますように、いろいろな機会に申し上げておりますが、具体的な選考につきましては、今年はぜひスポーツ関係者を入れてもらいたいとか、あるいはだれそれを入れてもらいたいとかいったようなことはこれは一切申し上げない。すべてはこの選考審査会の委員の御判断、御見識にまづということでございます。

いままですういう名前があつたかどうかという点のお尋ねでございますが、その点につきましては、私手元に資料もございませんし、記憶もございませんので、ちょっとお答え申し上げかねますが、ただいま大松先生から御指摘のあった方々が功労者に選考されるということはこれはあり得ないことではないと思ひますが、しかし、それはすべてこの審査会の諸先生の御判断なり御見識にまづということでございます。

それから年金の性格でございますが、これは賞金というふうに申し上げておるわけでありまして、スポーツ関係の場合、詳しく私存しておるわけではございませんが、特定の競技なり特定の記録について賞金が出るということがアマチュアスポーツの場合には非常に問題であるかと思ひますが、文化功労者年金が賞金だと申します場合は、その方の学術的、芸術的その他の功績の全体を総合評価いたしまして、これに対して賞金としての年金を支給しておるということでございます。個々の業績をつかまえてこれに対して賞を、年金を差し上げるといふようなことはいたしておらないのでございます。

なお、賞金というとか何か多少しるめたいことがあるやのお話でございますが、賞金と申しましていろいろあるわけでございますが、恩賜賞、

ノーベル賞から始まりまして、学士院賞、芸術院賞、その他藤原科学財団から交付されております藤原賞だとか、あるいは本多光太郎記念会から交付されております本多記念賞とか、いろいろな学術上、芸術上の賞金がほかにもたくさんあるわけでございますが、これをお受けになる場合は、私どもの拝見いたしますところでは皆さん何らかのこだわりなく非常に名譽なこととして受賞者の方はお受け取りになつておると思ひます。

○大松博文君 私が言つた意味がちょっとはき違えられておるようにも私思ふんです。何も記録を出したから、優勝したからということをお私に言つておるんじゃない。その奥にあることを私は言つておる。それは人がやらないうような努力をして、そして創意工夫を積み重ねて新しいものを考え出して、その上にその上に積み重ねていった、その努力と、そういう技術と新しいものをまあいけば発明した、発見した、そしてそういうものを広めておるんです。そういう意味のことを私は言つておるんです。何も一位になつたから、記録出したからということをお私に決して言つておるわけじゃないんです。だから、この文化功労者年金だつてそういうものだろうというふうに、私受け取り方をしておるんですが、そうじゃないんでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 私どもはさつき申し上げましたように、個々の学者、芸術家の場合でございまして、個々の著作とかあるいは個々の作品について差し上げることではなくてその学術的活動、芸術的活動全体を総合的に評価をいたしまして、これに対して差し上げることでございます。ですから、いま大松先生がおっしゃいましたスポーツの場合の例もそれと同様に考えて私は差しつかないかと思ひます。ただ、ひとつ、特定の記録を出したということだけではなくて、その方の、まあ全生涯と申しますか、全体の活動が三船先生であるとか横先生のような、そういうような程度に及ぶならば、それは選考の対象になり得ると思ひますが、ただ、はたして最終的

にそうなるかどうかは、選考審査会の諸先生の判断なり御見識に待つと、こういうことでございます。

○大松博文君 そうしますと、アマチュア規定から言いますと、政府のほうで賞金という性格はあるんだということを言われまして、これももうことがでなくなりました。そういうことをいろいろ考えましたときにまた別な面で私、一応文化功労者年金の中にはスポーツに關係して、そしてそういう意味の功労があつた方には年金を与えるということも含まれておるということからしますと、賞金という性格があるんだということを言われてみますと、何かこれは、このこととは別でござい

ますが、よその国のように名譽スポーツマスター、また一般スポーツマスターという、こういう何か制度をつくつていただけるお考えがあるのかないのか、それをお聞きしたいのと、私はこれはほんとうを言うならばお聞きしたいのと、今後それを言ふこととして、なおかつその上に進歩発展向上をはかつてもらいたいという意味の優遇措置だろ

うと私は思ふんです。だからして賞金ということをお言われまして、私スポーツとしてのこういう面から、ということからまた日本人のセンスからいう意味からしまして、何か引かかるような気がするんでございまして、その点どうでございましょうか。

○政府委員(安嶋彌君) この年金の目的でございますが、さつき申し上げましたように、特定の限定はもろんないわけでございますが、その方がその後の研さん、精進のためにそれをお使いになつておることであれば、それはたいへんけっこうなことだと思ひます。賞金ということばにつきましては、私どもはそうかた苦しう考えないで、功績に対して国家としてその功績をたたえ、これをねぎらう意味において、顕賞する意味においてこれを支給するお金というふうにお考えいただいていいと思ひますし、まさしくそういうものであるうというふうにお考えしております。

○大松博文君 いま安永委員もいろいろ言われて

おりました、この年金の額、これが妥当であるかないかということも言われておりましたが、この年金で現在いろいろやられておる方は相当裕福な方が大部分じゃないかというふうなことを言われておりましたが、局長がいま三百万円くらい、これが百五十万円だ、こういうところにもつておられたことも言われておりました。しかし、私が思ひますに、いろいろこういう無形文化財のほうでもございまして、こちらが非常に少ない、困られておる、まあわしいいから、それならこつちのほうへ回してくれと、お断わりになつた方があるかどうか、そこをお聞きしたいんです。ございせんか。

○政府委員(安嶋彌君) 辞退された方はございせん。

○大松博文君 私さつきいろいろお聞きしておりましたが、私がさつき言つたのも、こういうところから出てくるのじゃないかと思ひますのは、いままでもらつておる方が八〇％ぐらいです。これは二百二十八名のうちの、さつきも言つておりましたが、学士院会員が九十名、芸術院会員が八十一名、両院会員が三名、計百七十四名だといふ。そして有名な大学の教授とか作家とか画家が多い。しかし、こういう方も十分価値があるから与えられておるのでございます。しかし、これ以外の大衆芸能とかスポーツとか、こういうものに關してはほとんど私はないと思ひます。しかし、これだつて日本の文化としては非常な価値があり、そしてまた日本人の、将来における日本民族の誇りでもあり、また若い青少年がそれによつて夢と希望を持つてやつていく、こういうことから考えますと、一般大衆芸能という、たとえば一つの例をあげると、エノケンなんかも私は大いにあるだろうと思ひます。ああいう方によつて毎日の生活をいかに明るくされたか、そうしてああいうことをあの方だつて努力されてやつてこられた方だ、貢献もしてゐるというところから言へば、そういう方だつて私は当然してあげていいのじゃないかと思ひます。しかし、そういうものがあまり

にも少い、ほとんどないというようなことを考えますと、選考のこの十名の委員の中に、これ一つ問題があるのじゃないかと思う。そうして、このメンバーをいろいろ見てみました。そうしますと、十名というのも大体私は少いだろうと思えます。やはり出てきている分野の方ですと、自分の分野の人のほうに身びいきするというのが人間の本性でございまして、やはり自分のほうにという気持ちになりがちであると思えます。そうすると、いろいろな分野の方をこころ出していくと、もっともこの方を出してつくってもいいのじゃないかと思うと共に、もう一つ、これが二十六年から見ても、大体十名ぐらいずつで、そうしてこの中ではほとんどが東京在住の方になっております。二十六年が奈良が一人、二十七年は京都と名古屋が一人ずつ、二十八年は京都が一人、二十九年は大阪が一人、三十一年は京都が一人、それから三十五年が東北が一人、三十六年は倉敷とそれから大阪と京都、三十七年がなくて、三十八年が京都が一人、三十九年は京都、大阪、四十年が北海道、四十一年が京都一人、四十二年が京都、神奈川、四十三年が東北、四十四年が京都と大阪一人ずつ、四十五年は静岡と、もう一人はこれは京都でございまして、こういうようにほとんどがもう東京の方ばかりで、中央にこういう選考の委員の方がおられる。そうしますと、やはり、こういう文化というのに関しまして、地方なんかもいろいろ私はあるだろうと思えます。そうすると、一つは関西ブロック、一つは九州ブロックというふうにして、そういうところのひととつ、教育だつて私は大いに文化の功労者年金を与えていい方だつてあるだろうと思えます。そうすると、そういうブロックからだつて、たとえば教育委員長なり教育長でもいいです。また、そういう関係の何か選出された知事なら知事でもいい、そういう方も入れてもつとふやして、そうしていろいろな分野からそういうものを検討して出していくと、私もっともつと片寄らないものが出てくるんじゃないかという気がするの

です。そして私一つスポーツのことを盛んに言っております。私はスポーツをやってきた者だから言いたくなるのですが、全然ないもんだから、スポーツからだつて私、この際一人ぐらいはこの中に入れてもらつて、そしてそういうものをいろいろ選考して出してもらいたいという気がするのです。これはあまりにもこういう学者とか、作家とか、画家とか、これに片寄り過ぎて、日本の文化というのは、何もそれだけで日本のこういう発展を来しているのじゃないと思うんです。それから、これからのいろいろな情報は情報化社会になってまいります。そうすると、いままでのようなほうだけじゃない、ほかの分野が新しくたくさんできてまいります。そうすると、そういうものが入れていくべきだ。このほうだけだと、自分がそういう分野でございせんから、そういう頭が向きます。働きのしなくなります。そしてさっき言ったように自分の身びいき、自分のほうばかり、自分のほうばかりというの人間だれでもそういうふうになりがちです。だから、私これを見まして、そういう傾向にあるんじゃないかと思ひますが、ひとつその点の御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(安嶋彌君) いろいろおっしゃったわけでございますが、最初にスポーツとの関連におきまして、榎本健一さんのお話を出したわけでございますが、榎本健一さんは昭和三十五年に紫綬褒章をお受けになつておられますが、そのように方といたしましては、たとえば柳家金語楼さんは昭和四十二年に、これも同様に紫綬褒章、春風亭柳橋さんも同じく昭和四十二年に紫綬褒章を受けていらつしやいます。そういう方々に対する国としての表彰は紫綬褒章でございまして、あるいは相当年齢に達せられた場合には一般勲章、そういう形での表彰を行なつておるわけでありまして、柳家金語楼さんとか、榎本健一さんになぜ文化功労者にしなかつたかという点でございしますが、これは先ほど来申し上げておりますように、選考審査会の諸先生の御見識なり御判断に

まいったということでありまして、私どもがこういふ方々はその賞の対象にならないんだというふうなことを申し上げておつたためにそういうふうになつたということではございせん。あつてその選考審査会の委員の皆さんの御判断と御見識にまづつとございまして、

それから次に、選考審査会の委員の数でございしますが、十名というの、これは確かに少ないというお感じもお持ちかと思ひますが、これは文化功労者年金法という法律で定まつておりますので、これをにわかにかふやすということもいかかかと思ひます。

それから地域的な分布でございしますが、確かにおっしゃるようなことになつておるかと思ひますが、学術関係、芸術関係の方々は実際問題といたしまして東京ないしはその近辺に住んでいらつしやる方が多いのでございまして、まあそういう点からいましてこれはまあやむを得ないことかと思ひますが、ただ実際上のこの委員の選考の際におきましてはたとえは大学の教授でございまして、たとえば東京大学ばかり出るようなことと、たとえば京都大学ばかり出るようなこととが、ないようには、京都大学からも東北大学からも九州大学からも毎年入れかわつて出るようにというふうな配慮でございまして、あるいはまあ私立大学の関係者も加はれるとか、そういう配慮は毎年いたしておるつもりでございまして、

それから、スポーツ関係者が選考委員に入つていないというのことはそのとおりでございまして、まあ学術、芸術の狭い分野に功労者が限定されませんように、たとえば四十五年、昨年の例でございまして、評論家で荒俣秀雄さんを、特定の分野を代表しない学識経験者としてこの審査会の委員にお加わりをいただいておりますのでございまして、そういう方々から広い見地に立つた候補者の推薦をお願いする、こういうような考え方をとつておりました。毎年一名程度はただいま申し上げましたような広い立場で多くの領域の方々を、知つていらつしやるような方を委員の中には含めるように、これまた運営上の問題といたしましては配

慮をいたしておる次第でございまして。

○国務大臣(坂田道太君) まあ大松さんのこの御質問、それから、また先ほどの安永先生の御質問とも関連すると思うのですが、少しわれわれのほうの答弁は現状維持といひますか、現在の一つの枠内でお答えをしておるというふうな思ひでございまして、しかしながら、文化功労年金というもののあるべき姿あるいは文化勲章のあるべき姿というふうなことを将来を見通して、あるいは現在の日本の社会一般を考えるとすね、やはりこれについては私も少しこの考えを新たにする必要があるというふうに私は考えておるわけでございます。やはりもう少し、スポーツであれ、あるいは教育者であれ、そういう、あるいは同じ芸術の分野、あるいは同じ歌を歌うという分野におきましても、歌謡等についても、あるいは庶民文化一般についてももう少しこのウェイトあるいは価値を考へる必要があるのじゃないかというふうには一般的に私は考へておるわけでございます。この法案が衆議院におきまして審議をされた段階におきまして、たしか有島委員だつたと思ひますが、これだけ歌謡曲が盛んになつてきておるのだけれども、一体歌謡曲を歌うような人で非常によい人がある場合にはこの対象にされるのですかという質問があつたのです。こういうものは全然問題にならないのですかというお話でございまして、私はそれに対してそうは考へておりませんと、ほんとうにこの現在の文化功労者に値する方があつたらやはその範疇に入れるべきだといひます。まあお答えを申し上げたのです。で、その前に、またたとえばスポーツについても同じような議論が他の議員からございまして、そのときにも三船さんは柔道なんだけれども、それと剣道についてはどうなんだという話でございまして、確かに私は剣道につきましても三船さんと同じような、だからから見てもあの人ならばと思はれるような方があつたらばその方に差し上げるのもこれは当然なことじゃないかというまあお答えをした。その一つの例といたし

思います。これで私の質問を終わりたいと思います。

○内田善利君 この法案につきまして、は相当もう話題も出尽くした感じでございますので、重複する面もあるかと思いますが、避けて質問を二、三したいと思います。

非常にいま文部大臣の文化ということについて広い意味の文化をさしているのだと、こういうことであつたように受けとめたわけですが、先ほども安永委員から質問がありました、昭和二十六年にこの法律が制定されたときには、最初は学術、芸術その他の文化の向上、発達という内容であつたものが、それでは学術、芸術に片寄り過ぎるということで広く文化を定義したといういきさつのお話もあつたわけですが、また、いま文部大臣からもそういうことについて広く取り上げていきたい、そういうお話がありました、この法律の文化ということについて、もう一度明確に大臣からお聞きしたいと思うのですけれども……。

○國務大臣(坂田道太君) この文化という概念は

非常にむずかしいと思ひますけれども、私は広い意味で解釈いたしますと、自然に對しまして文化、自然に働きかけて、あるいは自然を素材にしてそして人間の創意くふうによつてで上がった精神的及び物質的な所産、そういうものを総稱して文化といふのじゃないかといふふうに考えておるわけでございます。あるいはその中には芸術もございまして、あるいは學術もございまして、あるいは法律、そういうようなものもございまして、それからまた生活様式というものもございまして、そういうふうに思ひますが、しかしました同時に、現在御審議をわすらわしておる文化功労者年金のこの法律における法律的文化といふものの概念は、主として學術、芸術及びその他の文化ということである程度限定的に考えておるといふふうに理解をいただきたいと思ひます。

○内田善利君　その限定的に學術、芸術のほうに

が功なり名遂げられた方が大部分だというお話でございいます。全体といたしましてはそういう感じかと思いますが、ただ非常に若くして業績をあげられ文化功労者に選定されたという方の中にあるわけでございまして、昭和三十二年に小平邦彦さん、これは数学の学者でございいますが、四十二歳で功労者に決定されたというような事例もございまして、すべてが功なり名遂げた方ばかりだというわけではございません。なお、こうした中堅的な、あるいは若い学者に対する助成についてどう

いう措置があるかということでございますが、国立学校の教員でございますと、これに對しましては教員当たり積算校費と言つたようなものが予算上積算されておまして、これは主としてその教育、あるいは講座の研究費に充當されるということでございます。年々その増額をはかつておるわけでございます。まだまだ不十分でございますので、今後ともさらにその増額をはかつていきたいというふうに考へます。そうしたその学校の予算に計上されております研究費のほかには、御承知の科学研究費というものがございまして、これは學術審議會におきまして個々の學者の研究のテーマなり、あるいは実績なりその他を勘案をいたしまして個別に科学研究費交付金の額を決定しこれを交付していることとでございます。そうした一般的な制度あるいは助成でもって中堅あるいは若手の學者の育成をはかつていきたいというふうに考へております。

○政府委員(安達健二君) 芸術文化関係の有名人は芸術家と申しますか、新進中堅の芸術家に対しますところの現在やっております施策について若干補足していただきたいと思ひます。

一つは、新進鋭鋭の芸術家を選んで國費で一年間海外で研修させるという制度もやっております。現在までに十八名で、本年度から八名の若い芸術家を派遣しております。その帰つてきました結果が、非常に新しい風が加わりましてこの効果が大きいというように評価されているところでございます。

それから新人、中堅作家のすぐれた美術作品を買い上げるといふこと、それから先ほど大臣からもお話ございましたけれども、年間において芸術の各分野において、先ほどございましたように大衆芸術等も含めまして、それぞれの分野におきましてすぐれた業績をあげた方に対して文部大臣賞、しかもそのほかにも一つ新人賞ということとで、まだ二十歳ぐらいの人でもすぐれた業績をあげた場合には文部大臣新人賞を与えるということにいたしておりますし、また毎年一回行ないま

すところの芸術祭におきまして、優秀なものにつきましては、特に優秀なものには芸術祭大賞、一般に優秀な方には芸術祭優秀賞というものを出してこれらの顕彰をいたしておるわけでございまして、これらの顕彰は各方面におきまして広く評価をされておるわけでございます。また芸術団体に對する助成金をいたしまして、国際音楽コンクールに参加するとか、あるいは国際美術展に参加するとか、そういうような経費を助成するというようなことで、いろいろな方法によりましてその功績をたたえ、また將來の進歩を促すというような施策を講じているところでございます。

○内田善利君 これと少し関連があるかと思ひますが、いわゆる文化財の保護の關係、たとえば建造物あるいは美術品あるいは埋蔵文化財、こういったものの保護の技術者、大体全国で專業しておる人は何人ぐらいおられますか。

○政府委員(安達健二君) いまおあげになりました文化財關係の後継者の養成といふことは、先ほど安永先生等からも御指摘があつたところで非常に大事でございますので、一つは無形文化財の傳承者の養成の問題、これは先ほど申し上げましたように、重要無形文化財の指定あるいは保持者の認定などをやっておるわけでございますが、建造物關係の修理技術者でございますが、これが現在百名ほどあるわけでございますが、これらの技術者は、建造物、国宝等の建造物が修復される場合に、その際にはその現場で、お寺なり社の建築の仕事をするといふことで、その寺の仕事をして、それが終わりますとまたほかのところへ行くといふことで全国を流転しなければならぬといふことで、身分は不安定である。そのためにまたいろいろな後継者を得られない、こういうことがございまして、実は昭和四十六年度に建造物保存技術者養成補助金というものを五百万円計上いたしました。その補助金の使用につきましては、新しく財団法人文化財建造物保存技術協会というものを設立いたしました。この修理技術者はその財団法人の職員として身分を安定する。そしてその財団

法人が後継者養成の仕事をするというふうなことで、計画的な後継者の養成と、それからまたこれらの修理技術者が身分の安定をしてその職務に専念できるようにするようになつてほしいと思つてございまして。

それから御指摘のございました埋蔵文化財の発掘技術者でございますが、これは現在都道府県に置かれております約百二十名でございます。これは先ほど安永先生からも御指摘ございましたように、この埋蔵文化財の關係の保護と抵觸するようないふ土木工事等がたゞさんございますので、そういう場合の必要から見ますと、はなはだ不十分でございます。これにつきましましてはいろいろな面で講習会をやる等をしては、この後継者の養成なり技術の向上をはかつておるわけでございまして、この点につきましては、なお今後十分努力をいたさなければならぬと思つておるわけでございます。なお、この発掘調査の補助金といたしまして、約一億円ほど計上いたしておるわけでございますが、特に発掘技術者の不足ということが現下の非常な悩みのところでございまして、この点につきましましては対策を検討してまいりたいと、かように考へておるわけでござい

それから美術工芸關係の修理技術者といふのは約百名ございまして、これは京都に美術院といふのがございまして、財団法人でございまして、これがその修理を行なつておるという状況でございます。

○内田善利君 いま埋蔵文化財の技術者のことについてお話があつたわけですが、太宰府の場合です、いまの技術者でやっておりますと五十年ぐらいかかる予定だそうですが、非常に事態は深刻で、私も太宰府に行きましたときにはわずか三名でやっておりますといふことです。そして寝泊りされるといふ非常に何といふか、あばら家でかやもないようなところにやすみながら、また発掘した発掘財は警備もしなければならぬといふようなことで、非常に苦心慘たんしておられる

わけですが、またその報告書等も五月までにはつくらなければならぬといふようなことで、非常に人員の不足をいまおつしやつたように感ずるわけですが、この不足の理由は何でしょうか。

○政府委員(安達健二君) 現在、埋蔵文化財と申しますか、考古關係の學者が約五百人ほどおられるわけでございます。この五百人のうちでいま県等で担当しておられる方が百二十名ということになるわけでございます。どうして足りないかといふことは、なかなか考古の關係の後継者と申しますか、新しい人がそう急には養成されないと、これが一つ、先ほど安永先生からも御指摘ございましたように、開発が非常な速度で進んでまいりまして、埋蔵文化財とか遺跡があるといふことで、開発のほうは非常な速度で進むのに対してこの養成なりその確保がそれに追いついていかれないといふところが基本的な原因だらうと思ひます。

○内田善利君 この技術者はひとつ何としまして増員しなければ、開発が保護かといふ、開発が非常に進んでおるといふことですけれども、やはりそれなりに保護の關係も開発におくれないうちに早急に文化財保護のために人員を増すべきでないかと、そのように思つておるわけですが、この点ひとつよろしく願ひしたいと思います。まあ開発が保護か、どこに行つても、自然公園に行つても、破壊が保存かといふようなことが、その調和が非常にむずかしい問題でございまして、ひとつこの点はよろしく願ひしたいと思います。

なお、最後に文化保護という立場から、たとえばいままでの教育は日本における文化遺産の保護という点についてはまだまだ不十分なところが多いように思つておるわけですが、山に入つていい花が咲いておればすぐみ切るといふような、あるいは昆虫類がおればすぐとってとるというような教育でなしに、公害問題等も、考へてみますと、やはり教育の面においても、文化保護という面において考へなければならぬのじゃないか、山に入つて山で美しい自然を見、あるいはまた文化を保護し

請願者 福岡県鞍手郡宮田町竜徳 菊池寿

校外一名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八七〇号 昭和四十六年三月十三日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町 古野慶次郎

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八八〇号 昭和四十六年三月十三日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町生見 石川順

子外一名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八八一号 昭和四十六年三月十三日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町東町六丁目

今田利明外一名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八八八号 昭和四十六年三月十三日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町太蔵東区上の

段 田中猛夫外一名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八九一号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡若宮町竹原 篠原由

紀代外一名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八九二号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡若宮町大字平 出川

和子外一名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九〇五号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町原田一、六〇

三 真隅岩五郎外一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九〇六号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町太蔵西区桜ヶ

丘 有馬嘉幸外一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九〇七号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町山口六、二二

五 神谷ヒロ子外一名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九〇八号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字倉久二、

四三三 古野智代外一名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九〇九号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県直方市古町四ノ五 巨知大

治外一名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九一〇号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町大字湯原一六

塩川長亥外一名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九一一号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町生見 増本紀

代外二名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九一七号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 北九州市八幡区木屋瀬新町二二三

ノ二 内川貴世秀外一名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九一八号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡若宮町福丸 立石勝

外一名

紹介議員 大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九一九号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町太蔵 池田美

津子外一名

紹介議員 岡本 悟君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二〇号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町字上大隈 大

村フサエ外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二二号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 北九州市八幡区大字笹田九四二

香月宏外一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二二号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県直方市西門前町 春田善悟

外一名

紹介議員 大松 博文君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二三号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡若宮町福丸 岩見偉

久子外一名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二四号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町板深 野間幸

春外一名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二五号 昭和四十六年三月十五日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県飯塚市柏ノ森 馬場厚外一

名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二六号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町字磯光 古賀

紹介議員 岡道外二名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二七号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町字磯光 渡田

紹介議員 憲承外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二八号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町字磯光 渡田

紹介議員 総子外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九二九号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町字磯光 渡田

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九三〇号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町字磯光 渡田

紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九三一号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 北九州市八幡区楠橋 日高淑子外一名

紹介議員 小枝 一雄君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生 村上英隆外一名

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九三三三号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町字磯光 渡田

紹介議員 中尾正美外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九三三四号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市上境一、八、一六 舌

紹介議員 間富美子外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九三三六号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市植木西堤田一九五ノ

紹介議員 二城戸賢次外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九三七七号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市感田行常教員住宅二

紹介議員 四号 吉田隆俊外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九三八八号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡宮田町板深 野間仲子

紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九四一四号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県嘉穂郡穂波町忠限一、二、三 宮

紹介議員 嶋洋海外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九四二二号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県嘉穂郡穂波町立泉河内小

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九四三三号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡穂波町立泉河内小

紹介議員 学校内 松岡正典外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九四三三三号 昭和四十六年三月十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町大字福丸字錦

紹介議員 本田モモカ
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九四三七号 昭和四十六年三月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町字上大隈 高

紹介議員 須秋子外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九四八八号 昭和四十六年三月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市頼野鳥越 佐々木範

紹介議員 文外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

請願者 福岡県直方市山部打越一、三、三九
前田光子外一名

紹介議員 河川 陽一君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五〇号 昭和四十六年三月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市中泉二五 神坂真幸

紹介議員 外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五一一号 昭和四十六年三月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(十二通)
請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町立上穂波小

紹介議員 学校内 赤間御幸外十一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五二二号 昭和四十六年三月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字本城 塩

紹介議員 川秀幸外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五三三三号 昭和四十六年三月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町磯光 長屋文

紹介議員 子外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五四四号 昭和四十六年三月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町電徳 三島ハ

紹介議員 ツ子外一名
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五五五号 昭和四十六年三月十六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町電徳 三島ハ

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五五号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県飯塚市伊川七九七 野中雅

計外一名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五六号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(四通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田一、

八八八 後藤信義外三名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五七号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県嘉穂郡稲葉町岩崎団地一、

四一 川野寛外一名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五八号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(三通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町宮田二、五三

一 反田和子外二名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九五九号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町東町一丁目

宮嶋勝子外一名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九六〇号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町岩瀬 山口次

雄外一名

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九六一号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(四通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字竜徳二八

ノ六 荒牧定之外三名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九六二号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県田川市東区鉄砲町 梅木春

夫外一名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九九一号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 北九州市八幡区大字馬場山一四三

加藤公子外一名

紹介議員 齊藤 昇君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九九二号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県直方市植木七〇四ノ六 島

田行見外一名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一九九三号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(四通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田一、

四七八 佐伯美智子外三名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町竜徳 松尾綾

子外一名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇〇一号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町竜徳 田島八

重子外一名

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇〇二号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字竜徳字奥

百合野一ノ六 山崎清

紹介議員 八田 一郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇一六号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字宮田四、

八八八ノ七 新村ノブエ外二名

紹介議員 玉置 猛夫君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇一七号 昭和四十六年三月十六日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡若宮町水原九三二

本田武直外一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇七四号 昭和四十六年三月十七日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県直方市西門前町 高木健蔵

外一名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇七五号 昭和四十六年三月十七日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町磯光 長谷喜

雄外一名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇七六号 昭和四十六年三月十七日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町生見 樋口怜

子外一名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇七七号 昭和四十六年三月十七日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(四通)

請願者 福岡県直方市感田行常一九六 角

敏秀外三名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇七八号 昭和四十六年三月十七日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町東町六丁目

日高しき外一名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇七九号 昭和四十六年三月十七日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町宮田太蔵東区

吉本ヨシノ外一名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇八〇号 昭和四十六年三月十七日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町宮永 毛利ユキ

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇八一号 昭和四十六年三月十七日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県直方市感田字行常一九六ノ二 吉田正見外九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二〇八六号 昭和四十六年三月十七日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(五通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字芹田七八五ノ一 生野守外四名

紹介議員 重政 庸徳君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二六号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市西御館町 桑野恵介外一名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二七号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町原町 真隅恒

紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二八号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字倉久 春田一公外一名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二九号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡小竹町大字南良津

紹介議員 森 八三三君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二三〇号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県飯塚市下三緒二二二ノ一 井上利男外一名

紹介議員 山本敬三郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二三一号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町桐野 花田茂

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二三号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市感田一、〇七六 瓜生英彦外一名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二三号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡庄内町立庄内小学

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二三四号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字下有木

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二三五号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字宮田 重富孝子

紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二三六号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡宮田町第二大之浦三

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二三七号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町字長井鶴 麻生幸次外一名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二三八号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町太蔵 池田昭

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二三九号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県直方市植木町田町 次原国

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二四〇号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県田川市接町 木幡眞三外一名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二四一号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町太蔵東区日の出町 川波とみ子外一名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二四二号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町菅牟田 行則

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二六七号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市順野二、〇七〇長坂

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二六八号 昭和四十六年三月十八日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字磯光一、三〇五 井上トシ子外一名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八四九号 昭和四十六年三月十二日受理
女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願
請願者 茨城県土浦市天川町 塚崎きよ外千七十名

紹介議員 田中寿美子君

請願者 福岡県鞍手郡宮田町岩瀬三丁目
赤間保幸外一名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二一号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市新田一丁目、村田京
子外一名

紹介議員 足鹿 寛君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二二号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市下境四区猿田 宮本
史枝外一名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二三号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県嘉穂郡穂波町秋松 宮崎健
児外一名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二四号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町東町 石田ノ
リ子外一名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二五号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町元吉 高山英
彦外一名

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二六号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市上頓野一、九一一
藤田裕外一名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二七号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市大字頓野一、二九四
ノ三 田中益夫外一名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二八号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市上新入 久保田直外
一名

紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二九号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市山部本町 花村昌明
外一名

紹介議員 平泉 涉君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二四九号 昭和四十六年三月十九日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡桂川町桂川東小学校
内 渋谷弘

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十六年三月二十日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市西尾 崎野公成外一
名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二五五号 昭和四十六年三月二十日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(七十
二通)
請願者 福岡県直方市神正町九ノ三 武井
博志外七十一名

紹介議員 羽木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二五六号 昭和四十六年三月二十日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県田川郡赤池町 桑野悟朗外
一名

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二五七号 昭和四十六年三月二十日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町宮田 吉竹澄
子外一名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二八四号 昭和四十六年三月二十日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県直方市植木町杉山 上島智
見

紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二九四号 昭和四十六年三月二十二日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県直方市頓野中泉一、二二二
ノ一 佐々木浪子外一名

紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二九五号 昭和四十六年三月二十二日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市溝堀一丁目 高畑茂
雄外一名
紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三〇二号 昭和四十六年三月二十二日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町 加留部多喜
子外一名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三〇三号 昭和四十六年三月二十二日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県直方市古古三ノ七ノ六 寒
竹健一郎

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三二〇号 昭和四十六年三月二十二日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町宮田四、七七
九 永富良子外一名

紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三二二号 昭和四十六年三月二十二日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市頓野一、九三五ノ三
小川賢造外一名

紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三二七号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町下有木一、〇
四八ノ一 神谷美智子外一名

紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三八号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町桐野 上村正生 外一名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三三三号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字四郎丸 安蘇久美子

紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三三四号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市植木町三九六 松尾重雄 外一名

紹介議員 小林 国司君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三三八号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県直方市御館町六七三 渡辺政子

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三三九号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町宮田四、七四八 八ノ七 園田宗純 外一名

紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三四〇号 昭和四十六年三月二十三日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県嘉穂郡穂波町堀池六四ノ五 村井義孝 外一名

紹介議員 山田 徹一君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三七三三号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(五通)
請願者 福岡県直方市神正町四ノ一 能間芳子 外四名

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三七四四号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金丸 斉藤清子 外一名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三七五五号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県飯塚市下三緒五〇四 有吉利 之外一名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三七六六号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(四通)
請願者 福岡県直方市上新入一、七四五 藤内太郎 外三名

紹介議員 卯木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二三九四四号 昭和四十六年三月二十三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県田川郡香春町新町七〇一 宮野朴郎 外一名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四一七号 昭和四十六年三月二十四日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町金生二九二 国崎三千夫

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四二二二号 昭和四十六年三月二十四日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市溝堀一丁目 早川雄太郎 外一名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四五三三三号 昭和四十六年三月二十四日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県直方市溝堀三ノ五ノ一七 牟田英男

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四五四四四号 昭和四十六年三月二十四日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県直方市御館山六六七ノ三二 川口宮子

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四六二二二号 昭和四十六年三月二十四日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県直方市大字植木 上野時世 外一名

紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四六八八八号 昭和四十六年三月二十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県直方市溝堀一丁目 和田清子 外一名

紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四六九九九号 昭和四十六年三月二十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡鞍手町室木 福本美代子 外一名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四八九九九号 昭和四十六年三月二十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県飯塚市飯塚東二ノ一ノ一 一 綾部義徳 外一名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四九〇〇〇号 昭和四十六年三月二十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
請願者 福岡県直方市下新入一、五七一 青柳早百合

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四九四四四号 昭和四十六年三月二十五日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)
請願者 福岡県鞍手郡宮田町新坑町 荒牧善貞 外一名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二二二〇〇〇号 昭和四十六年三月十九日受理
新各種学校制度確立に関する請願(二通)
請願者 京都市南区西九条比永城町二一若草学園内 矢野正夫 外一名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

近年における技術革新の進展、社会の複雑化の進

合内 土田哲治朗

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二六七〇号 昭和四十六年三月二十九日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大字宮田四、七四八 川原義松外一名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二六七八号 昭和四十六年三月三十日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県飯塚市菰田西三ノ一ノ四 吉柳順一外一名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二六八六号 昭和四十六年三月三十日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県直方市中泉 日高淳一

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二七一八号 昭和四十六年三月三十日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願

請願者 福岡県直方市知古九六〇市立直方 第三中学校内 富永敏男外九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二七二六号 昭和四十六年三月三十一日受理

学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町長井鶴六四九ノ二 萩本敏之介外一名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二四九八号 昭和四十六年三月二十六日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 兵庫県佐用郡佐用町上石井 川本幸子外八百七十二名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二四九九号 昭和四十六年三月二十六日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 鹿児島県国分市上小川一、六二六 萩原克子外九百九十九名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五三三号 昭和四十六年三月二十六日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 佐賀県藤津郡嬉野町下岩屋 光岡千鶴子外六百八十五名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五四四号 昭和四十六年三月二十六日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願(二通)

請願者 長野県茅野市豊平六、四八二ノ一 藤田とし子外四百八十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五五一号 昭和四十六年三月二十六日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 富山県婦負郡婦中町上吉川 鍋山恵津子外二千三百十三名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五六五号 昭和四十六年三月二十七日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 東京都品川区平塚一ノ二ノ一七 小枝順子外八百九十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五六六号 昭和四十六年三月二十七日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 東京都田無市緑町三ノ五ノ七 安藤総子外九百四十七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五六七号 昭和四十六年三月二十七日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 千葉市高品町一、三八三ノ六九 石原敏子外千六百七十七名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五六八号 昭和四十六年三月二十七日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 静岡県清水市伝馬町八七 牧野京子外二千六百七十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五六九号 昭和四十六年三月二十七日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 長崎県南高来郡加津佐町愛宕 池田伊奈子外七百七十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二五七〇号 昭和四十六年三月二十七日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願(三通)

請願者 広島県福山市千田町敷路二四四ノ五 広安千代香外千九百七十六名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二六一〇号 昭和四十六年三月二十七日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三四ノ二二山下 赤坂幸子外千名

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二六六七号 昭和四十六年三月二十九日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願(四通)

請願者 長野県須坂市新町八四八 小林侑子外八百七十二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二六六八号 昭和四十六年三月二十九日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 岐阜県可児郡御嵩町上恵土一、二二九ノ二 平井基子外二百四十四名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二六八三号 昭和四十六年三月三十日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 高知市旭上町二六 西山和子外五百三名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二六八四号 昭和四十六年三月三十日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 北海道北見市常盤町三ノ一三ノ五 河合房子外千二百九十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二六八五号 昭和四十六年三月三十日受理

女子教育職員(砂場)整備促進に関する請願

請願者 兵庫県三田市下相野一、二三六 今北末子外二千三百四十名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二七一九号 昭和四十六年三月三十日受理
女子教育職員の育児休暇の立法化に関する請願

請願者 東京都東久留米市ひばりヶ丘団地
一六三ノ一〇一 椎名美智子外九
百二十三名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二七二七号 昭和四十六年三月三十一日受理
女子教育職員の子育休の立法化に関する請願

請願者 富山県高岡市中田二三五 渋谷綾
子外六百九十四名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二六一一号 昭和四十六年三月二十七日受理
和裁(着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する請願(三通)

請願者 京都府中郡峰山町丹後織物工業組
合内 安田小一外二名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第二四六四号と同じである。

第二六七四号 昭和四十六年三月二十九日受理
和裁(着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する請願(一通)

請願者 京都市下京区四条通室町東入ル函
谷鈴町八〇京都織物御商業組合内
西村大治郎外一名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第二四六四号と同じである。

第二七一九号 昭和四十六年三月三十一日受理
和裁(着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する請願

請願者 京都市下京区四条通室町東入ル函
谷鈴町八〇京都織物御商業組合内
森善吉

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二四六四号と同じである。

四月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願
(第二四六六号)(第二四七四号)(第二四七六
号)(第二四七九号)(第二四八〇号)(第二四八二
号)(第二四八三号)

一、女子教育職員の子育休の立法化に関する
請願(第二四九四号)(第二四九八号)(第二五
八五号)(第二五八六号)(第二五八〇〇号)(第二
八〇八号)(第二八一一八号)

一、和裁(着装を含む)の学校教育必修科目実
施に関する請願(第二七五一号)

一、幼稚園教育振興に関する請願(第二七九六
号)

第二七四六号 昭和四十六年四月一日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(三通)

請願者 福岡県田川郡糸田町中糸田 稲田
五味三外一名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二七四七号 昭和四十六年四月一日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(八通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町本城字北徳城
阪本和重外七名

紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二七六六号 昭和四十六年四月一日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)

請願者 福岡県宗像郡宗像町山田三二一
木村幾美夫外一名

紹介議員 山崎 五郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二七七四号 昭和四十六年四月一日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(三通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町五坑 牛島美
代子外一名

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二八〇一号 昭和四十六年四月三日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町字長井鶴 麻
生ツノ外一名

紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二八二六号 昭和四十六年四月六日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)

請願者 福岡県直方市山手町三四五 大庭
泰久外一名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二八三七号 昭和四十六年四月七日受理
学校体育施設(砂場)整備促進に関する請願(一通)

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大蔵 牛島豊
外一名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第二七四九号 昭和四十六年四月一日受理
女子教育職員の子育休の立法化に関する請願

請願者 富山県新湊市沖塚原二、七八三
堀礼子外五百九十名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二七八八号 昭和四十六年四月一日受理
女子教育職員の子育休の立法化に関する請願

請願者 兵庫県西宮市松風町五二 中井時
子外七千三百三十三名

この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二七八五号 昭和四十六年四月二日受理
女子教育職員の子育休の立法化に関する請願

請願者 富山県高岡市角三九五 荒井千鶴
子外四百九名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二七八六号 昭和四十六年四月二日受理
女子教育職員の子育休の立法化に関する請願

請願者 長野県小県郡長門町大字長保四九
九 成沢悦外五百五十一名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二八〇〇号 昭和四十六年四月三日受理
女子教育職員の子育休の立法化に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町月山新五四
西田みさを外五百九十九名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二八〇八号 昭和四十六年四月三日受理
女子教育職員の子育休の立法化に関する請願

請願者 島根県松江市雑賀町五九七 安達
房子外千三百八名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二八一一八号 昭和四十六年四月五日受理
女子教育職員の子育休の立法化に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町岡崎二等道路
東五五ノ二一 前川由美子外五百
五十五名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八四九号と同じである。

第二七五号 昭和四十六年四月一日受理
和裁(着装を含む)の学校教育必修科目実施に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町丹後織物工業組
合内 戸田演治

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第二七九六号 昭和四十六年四月二日受理

幼稚園教育振興に関する請願

請願者 茨城県水戸市備前町五ノ三六少友
幼稚園内 宇留野弘

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一四四一号と同じである。

昭和四十六年五月十日印刷

昭和四十六年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局